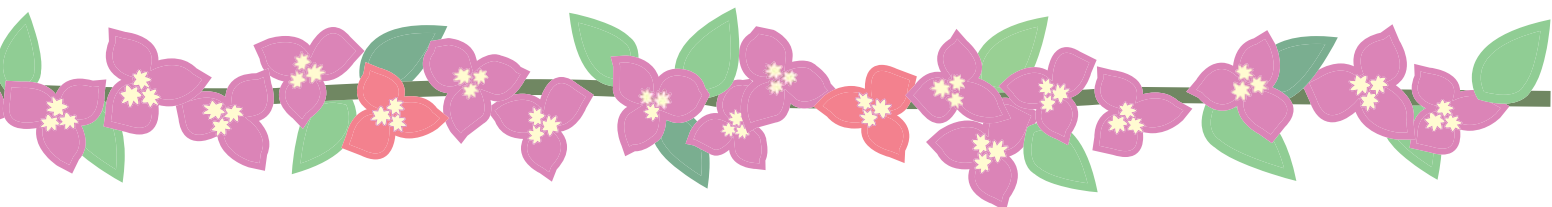


第2次宮古島市地域福祉計画

びど すう すま
人とう添い 結いぬ島みや〜く
〜明るいあいさつから始まるご近所づきあい〜



平成 28 年 3 月
沖縄県 宮古島市



はじめに

「こころつなぐ 結いの島 みゃ〜く」を将来像とする宮古島市が誕生して10年が経過しました。

この間、我が国においては、少子高齢化や人口減少が進行し、地域社会においても地域の支え合いや人と人とのつながりが希薄化しつつあるなど、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しております。



宮古島市においても、少子高齢化や人口減少の影響により、自治会加入や地域活動への参加など、コミュニティ活動の低下が顕著に表れています。また、地域における住民同士の支え合う場面が少なくなっていると感じる人が増加するなど、地域における伝統的な相互扶助機能の低下が懸念されています。

こうした中、地域の均衡ある発展と、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる島づくりを進めるため、地域の福祉力向上が一層求められています。

この度、平成21年度に策定されました「宮古島市地域福祉計画」の理念と基本目標を引き継ぎ、「第2次宮古島市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の着実な推進のために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を強化するとともに、地域福祉活動の中心となるキーパーソンの確保と育成を支援するなどの施策を実施し、結いの島づくりに努めてまいります。

結びに、宮古島市地域福祉計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました関係機関、関係団体の皆様、アンケートにご協力いただきました市民及び中高生の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

宮古島市長 下地 敏彦

目 次

●計画の考え方

I 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは	1
2. 地域福祉計画とは	1
3. 計画策定の背景	2
4. 計画の位置づけと計画期間	3
5. 第2次宮古島市地域福祉計画の策定方法	5

II 第2次計画に向けた課題の整理

1. 推進体制の強化	6
2. 福祉ニーズの拡大と複合的な課題への対応	6
3. 担い手やキーパーソンの確保と人材育成	7

III 第2次宮古島市地域福祉計画について

1. 基本理念	8
2. 基本目標	9
3. 施策の体系	10
4. 目標指標	11
5. 福祉圏域の設定	12
6. 支え合いネットワーク概念図	13

●地域福祉の取り組み（各論）

IV 宮古島市が進める地域福祉の取り組み

基本目標1 地域の福祉力向上の支援	15
基本目標2 地域における支援の仕組みづくり	22

V 着実な計画の推進のために

1. 計画の周知・啓発	26
2. 計画の評価と進行管理の徹底	26

●資料編

I 宮古島の現状把握と課題の整理

1. 宮古島の地域福祉を取り巻く状況	29
2. 市民ニーズの把握	38
3. 中高校生ニーズの把握	52
4. 関係機関へのヒアリング	56
5. 現計画の振り返り 目標指標の検証	62

II 計画策定の検討過程など

1. 計画策定の検討過程	63
--------------------	----

● 計画の考え方



I 計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

地域のだれもがすこやかで安心した生活を営むことができるよう、地域の人々で支え合うまちづくりの実現に協力して取り組んでいこうとの考えによるものです。

地域福祉の推進は、平成 12 年に社会福祉法に規定され、社会福祉法第4条に、『地域福祉の推進』として地域福祉の概念が位置付けられています。

社会福祉法より抜粋 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 地域福祉計画とは

地域の助け合いによる福祉を推進するため、困った時に助け合う関係づくり、お互いを認め支え合い共に生きる社会づくりを目指すための仕組みやアイデアを示したものです。

社会福祉法より抜粋 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画は、みんな（住民、家族、隣近所、友人、地域活動団体、社会福祉協議会、ボランティア等の福祉関係者、事業所などの主体）が連携をとりながら仕組みをつくり、計画的な取り組みを進めていくために、策定する計画です。

3. 計画策定の背景

(1) 地域社会を取りまく状況の変化

地域社会を取り巻く現状は、少子高齢化のさらなる進行、核家族化等による家庭の養育力の低下、ライフスタイルの多様化等、家庭や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しており、地域におけるつながりの希薄化も進んでいます。さらに、防災や減災、災害からの復興に関する取り組みの必要性が増大しています。

そうした状況の中、住民相互の支え合いを軸に、地域の実情に応じた地域福祉の推進が求められています。とりわけ、近年において、子ども・子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者等要配慮者に対し、地域をあげて支援を行っていく流れ（地域包括ケア等）となっており、地域福祉推進への期待が益々高まっています。

沖縄県においては、子どもが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた全ての県民が安心して暮らせる地域社会を目指す計画として、「沖縄県地域福祉支援計画」の策定に取り組んでいるところです。

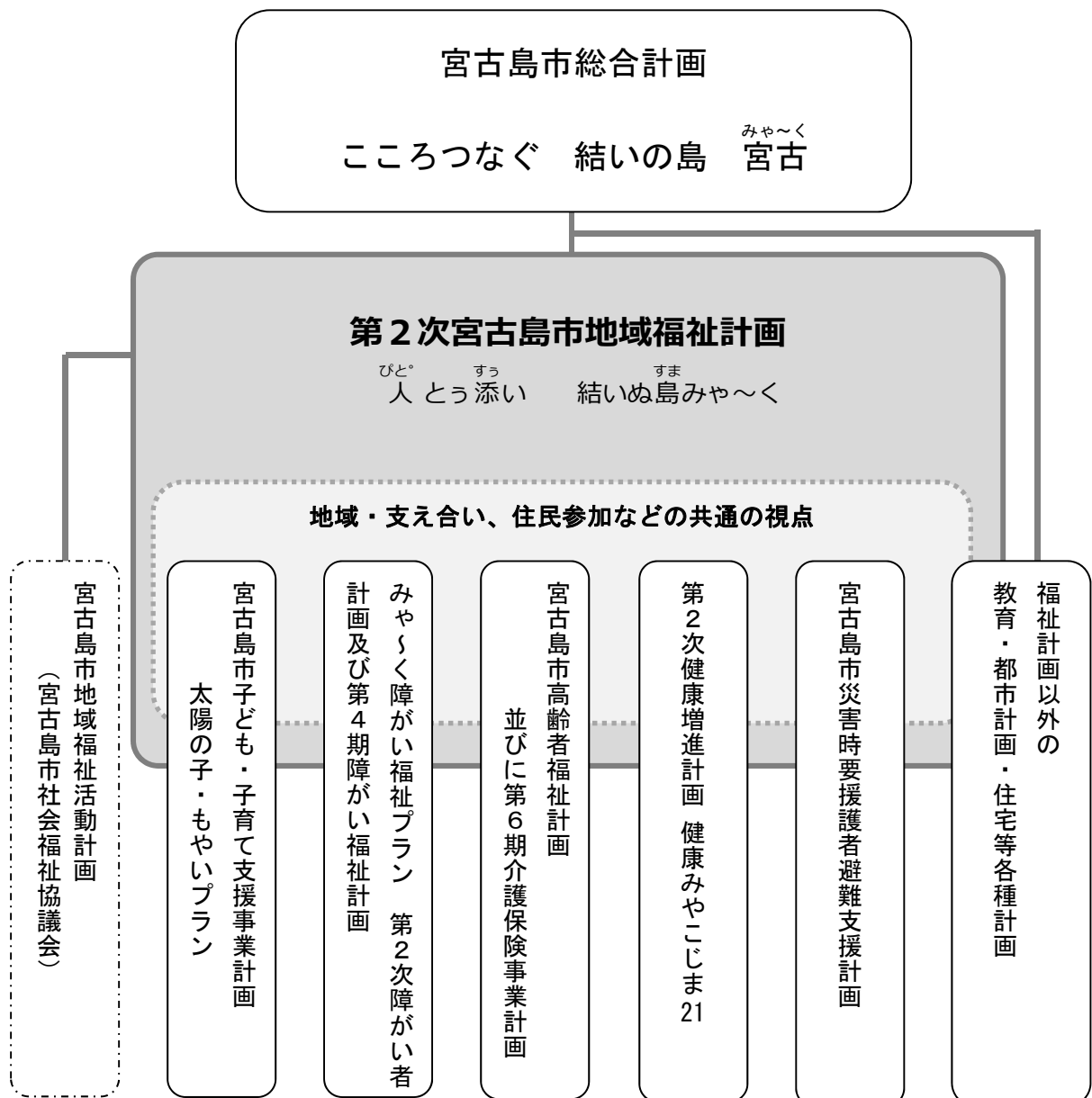
宮古島市においては、平成 22 年3月に「人とう添い 結いぬ島みゃ〜く」の理念のもと、「地域の福祉力向上の支援」、「地域における支援の仕組みづくり」を基本目標に「宮古島市地域福祉計画」の策定を行いました。この間、計画に位置づけた小地域ネットワーク体制の充実（コミュニティソーシャルワーカーの配置等）、権利擁護の充実（成年後見支援センターみやこ（法人後見）の設置等）等が進められてきました。このほか、市内各地での地域福祉に関連する取り組みは、高齢者を対象にしたふれあいいきいきサロンや見守り活動、一人暮らし高齢者や障がい者のマップづくりなどが行われており、今後全市的な取り組みに発展させていく必要があります。

近年、社会・経済状況の大きな変化にともない、これまでは福祉の対象とはなりづらかったホームレスといった社会的援護を要する人たちへの支援、また、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきました。第2次の計画となる本計画は、これらを踏まえながら、地域社会での支え合い活動をより一層推進するために策定するものです。

4. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、宮古島市総合計画のもと策定します。本市には福祉に関連する分野別の計画として、宮古島市子ども・子育て支援事業計画、宮古島市障がい者計画及び障がい福祉計画、宮古島市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画、宮古島市災害時要援護者避難支援計画、健康みやこじま21等を策定しています。これらの関連計画が連携し、福祉の課題に対応できるよう「地域・支え合い・住民参加」という視点で横断的につなぎ、施策を推進する計画とします。



(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、平成 32 年度には計画の見直しを行います。

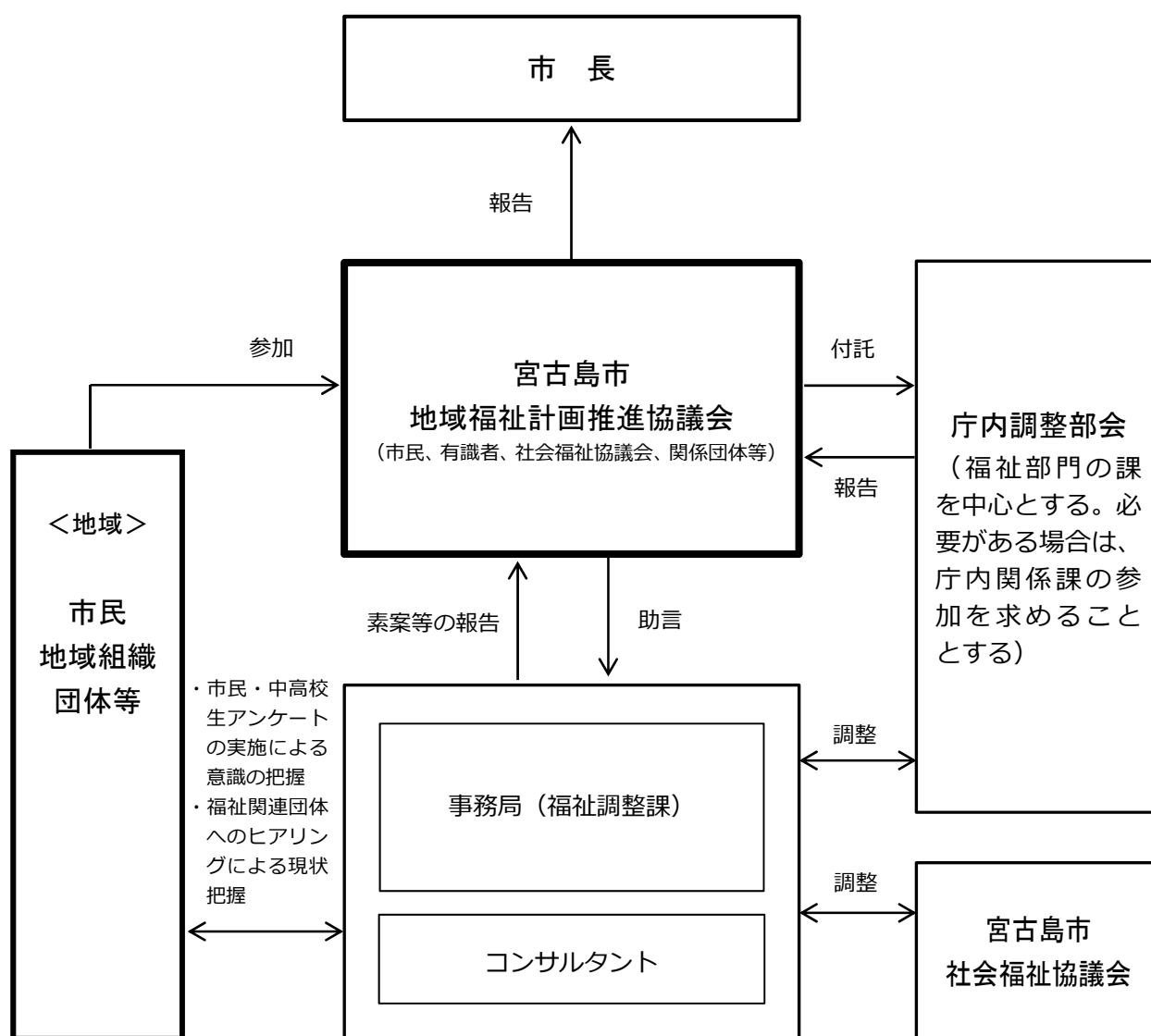
年度 計画名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
宮古島市総合計画										
基本構想				●						
基本計画(5 年間)		後期		●		前期				●
宮古島市地域福祉計画		第 1 次		●	第 2 次			●		
次世代育成支援行動計画	後期		●							
宮古島市子ども・子育て 支援事業計画			●					●		
みや〜く障がい福祉プラン					第 2 次(6 年間)					
障がい者計画			●						●	
障がい福祉計画	第 3 期		●	第 4 期		第 5 期			●	
宮古島市高齢者福祉計画 並びに介護保険事業計画	第 5 期		●	第 6 期		第 7 期			●	
第 2 次健康増進計画 健康みやこじま 2 1	●									●

5. 第2次宮古島市地域福祉計画の策定方法

第2次宮古島市地域福祉計画の策定は、市民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「宮古島市地域福祉計画推進協議会」において主な議論を行うとともに、庁内の調整部会を立ち上げ、検討を行いました。

また、市民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、市民アンケート（20歳～79歳対象）と、次世代を担う中高校生を対象としたアンケートを実施しました。さらに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所へのヒアリング調査、市民や活動者の意見聴取に努めました。

図 策定の体制



II 第2次計画に向けた課題の整理

1. 推進体制の強化

第1次計画（前計画）に、5つの目標指標を位置づけて宮古島市地域福祉計画を進めてきましたが、すべての項目が未達成となっています。（p62 参照）

計画の要となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置は、地域の実情

に応じた包括的な支援を行うため、中福祉圏域に1名ずつの計5名の配置を予定していましたが、全市域で1名の配置となっています。地域住民とともに福祉課題の解決に取り組んでいます。きめの細かい支援や支え合いのネットワークを充実するためにも、引き続きCSWの確保に取り組む必要があります。

また、第1次計画の実施状況をみると、全88施策のうち、進展のあった施策は27施策にとどまりました。一方、「取り組むことができなかった」、「該当する事業がない」など実施していない施策が計35施策と、進展のあった施策を上回っています。計画の推進体制が確保できず、庁内で連携のとれた効果的な地域福祉の実践が十分にできなかったことが明らかとなりました。

第2次の計画では、1次計画の検証を踏まえ、庁内各課への計画の周知・評価の徹底を図り、その評価を宮古島市地域福祉計画推進協議会へ定期的に報告するなど、機能的な推進体制づくりを行う必要があります。

※全施策数 88 施策＝第1次計画の施策数×各施策に位置づけられている担当課数

2. 福祉ニーズの拡大と複合的な課題への対応

社会状況の変化にともない、社会的援護を要する人たちへの支援、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題、複合的な課題への対応が求められています。加えて、生活困窮者へのセーフティネットの充実や分野を超えた支援が必要となっています。また、災害時要援護者についても引き続き、支援者等の確保などの対策が求められています。

福祉ニーズについては、市の各担当窓口において相談等を受けており、必要に応じ県や関係機関へつなぐなど適切な対応に努めています。より適切な支援等が行えるよう、各相談員の専門性を高めていく必要があります。

計画には、5つの中福祉圏域での相談拠点となる相談支援センターの設置が位置付けられていますが、CSWの配置が進んでいないこともあり、実現にはいたっていません。今後、市民の抱える悩みはコミュニティの希薄化とともに潜在化していくことも予想されることから、地域福祉懇談会の充実等による福

祉ニーズの把握が重要です。引き続き行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の事業所やボランティア団体等と連携し、地域の相談拠点の設置に向けた検討を行う必要があります。

また、平成 26 年度、宮古地域福祉権利擁護センター内に県内 3 箇所目となる「成年後見支援センターみやこ」が開設され、金銭管理等ができないため困難な生活をしている高齢者等の支援が充実しました。日常生活自立支援制度や成年後見制度への相談者や利用者が増加しており、活用できるまでに時間がかかっています。引き続き、専門員や生活支援員等の確保など支援体制の充実を図るとともに、利用促進にむけた広報活動を行う必要があります。

3. 担い手やキーパーソンの確保と人材育成

(1) キーパーソンや支援者となる人材の確保

福祉関連団体へのヒアリング調査にて、地域福祉活動が活発な地域の特徴として、活動の中心となるキーパーソンの活躍されていることがうかがえました。住民主体による地域福祉活動が継続的に実施されるには、活動の中心となるキーパーソンの確保が重要となります。同時に、中心となるキーパーソンを支え、ともに福祉活動を担う地域人材も必要になります。それぞれの負担感を軽減し、継続した活動ができるよう地域におけるキーパーソン及び支援者等の人材育成を図る必要があります。

また、地域に根ざした取り組みを進める民生委員・児童委員への支援に努めていますが、地域によっては欠員がみられます。民生委員・児童委員の確保に向け、広く活動を紹介するとともに、活動を支援する研修などの取り組みを充実する必要があります。

(2) 地域活動への参加促進と地域の担い手の確保

市民アンケート調査では、約半数が「時間が合い、関心のある内容であれば福祉に関する講習会や研修会へ参加してみたい」と回答しており、こうした関心をどのように福祉活動につなげていくかが課題です。

学校においてはボランティア教育が進められており、子どもたちの意識が高くなってきていることから、若い世代にも地域の福祉活動の担い手として積極的に働きかける必要があります。高齢化が進む地域では、高齢者の生きがいを高め、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

そのほかにも地域で活動する事業所や商店なども地域福祉のパートナーとしてこれまで以上に連携を強化するとともに、パートナーとなる社会資源の掘り起こしを行う必要があります。

Ⅲ 第2次宮古島市地域福祉計画について

1. 基本理念

かつて、宮古島は、限られた島社会の中で、集落共同体を中心に地域社会を運営し、ともに支え合いながら、暮らしを営んできました。近年、宮古島市においては、集落から市街地への人口移動、市外への人口流出、他府県から市内への人口流入等により地域社会を構成する市民の多様化が進んでいます。そうした中で、集落地域では、高齢化が進み、人と人との支え合いの維持が課題となっており、市街地では、地域活動の停滞により人と人との結びつきを支援する取り組みが必要となっています。これまでの集落共同体を基本とし、それを補完する取り組みを進めていく一方で、市街地においては、新たな共同体（支え合い）の構築が求められています。

また、成熟していく社会においては、個人や各種組織の役割が多様化細分化していることから、役割間を結びつけるような機能も必要となっています。このため、これまでの仕組みに新たな役割を加味した新たな支え合いの仕組みづくりを目指していくことが求められています。

したがって、集落域では人と人の絆を保持し、市街地ではその絆を再生し、地域での新たな支え合いの仕組みをつくっていくことを目指し、計画の理念を以下の通りとします。

びと^{びと} とう^{すう} 添い^{すま} 結いぬ島みゃ〜く

～ 明るいあいさつから始まるご近所づきあい ～



※「人とう添い」は宮古島の方言で、「みんなが寄り添って集う」の意味。

2. 基本目標

基本目標 1 地域の福祉力向上の支援

子どもから大人まで市民一人ひとりが、それぞれの立場で可能な範囲で地域の支え合いに参加していくよう、様々な機会を通じて、地域福祉に関する教育、学習等の場を提供し、市民意識の醸成を図ります。

現在、宮古島市においては、自治会を中心に小地域ネットワーク活動による支え合い活動を進めています。この活動の充実が、とりもなおさず地域福祉の推進に結びついていきます。したがって、社会福祉協議会等関連機関との連携を図り、小地域ネットワーク活動の支援強化を進めます。また、自治会のない地域や自治会活動が低下している地域では、地域の社会資源等を活用した小地域ネットワーク活動の組織化に向けた支援を行います。

基本目標 2 地域における支援の仕組みづくり

市民が、必要な支援を利用しながら、地域で暮らし続けていくことができるよう、適切な情報提供、相談機能の充実、相談支援のための体制整備等、相談支援の充実を図ります。広大な市域においては、各地に行政庁舎、保健センター、社会福祉協議会各支所など保健・福祉関連施設が立地することから、地域バランスを考慮し、既存施設を活用しつつ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、相談支援事業所等との連携を図りながら相談支援のための拠点施設を確保します。

また、障がい等があっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、権利擁護の充実を図ります。

3. 施策の体系

理念	目標	施策の方向	施策（取り組み）
人とう^{ひと}添い^{すう} 結いぬ島み^{しま}やーく ～ 明る^あい^いさ^つから始まる^{はじまる}ご近所づきあい	基本目標 1 地域の福祉力向上の支援	1. 支え合いの意識を高める取り組みの推進	①地域福祉に関する啓発活動の充実 ②ボランティア活動や体験等による福祉意識の向上 ③あいさつ運動の実施 ④関心の高い講演会の開催や地域活動の創出
		2. 小地域ネットワーク体制の充実	①地域福祉懇談会の開催促進 ②小地域ネットワークの拡充・強化 ③市街地などにおけるネットワークの構築 ④リーダーとリーダーを支える担い手の育成支援 ⑤災害時における支援体制の強化
		3. 社会福祉協議会や関連団体等との連携強化	①社会福祉協議会と一体となった取り組みの推進 ②民生委員・児童委員など保健福祉ボランティアとの連携強化 ③事業所間の連携強化
	基本目標 2 地域における支援の仕組みづくり	1. 地域における相談支援体制の充実	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の養成・確保 ②多職種連携による相談支援 ③地域における相談体制の充実 ④生活困窮者等の相談支援 ⑤新たな支援サービスの創設
		2. 適切な情報提供の推進	①「宮古島市福祉便利帳」の作成、普及 ②各種相談員等を通じての情報提供の推進 ③情報入手に配慮が必要な方に対する情報提供の充実
		3. 権利擁護の仕組みの充実	①成年後見制度の利用支援 ②日常生活自立支援事業の利用促進 ③宮古地域福祉権利擁護センターの充実支援

4. 目標指標

(1) 目標指標について

第2次計画（本計画）における目標指標は、何を何回行ったのかなどの活動量を目標値として示すもの（活動指標）ではなく、出来る限り、取り組みを実施したことによって生み出される成果を測ることができるもの（成果指標）とします。

前計画の「CSWの確保人数」、「小地域ネットワークの構築数」等の行政の事業量・活動量的な指標については、目標を達成するための活動指標として、「IV宮古島市が進める地域福祉の取り組み（各論）」へ位置づけました。数値として表示できないものについては、スケジュールとして掲載しました。行動指標については、予算等を確保して各施策を効果的・計画的に実行するために、設定することとします。

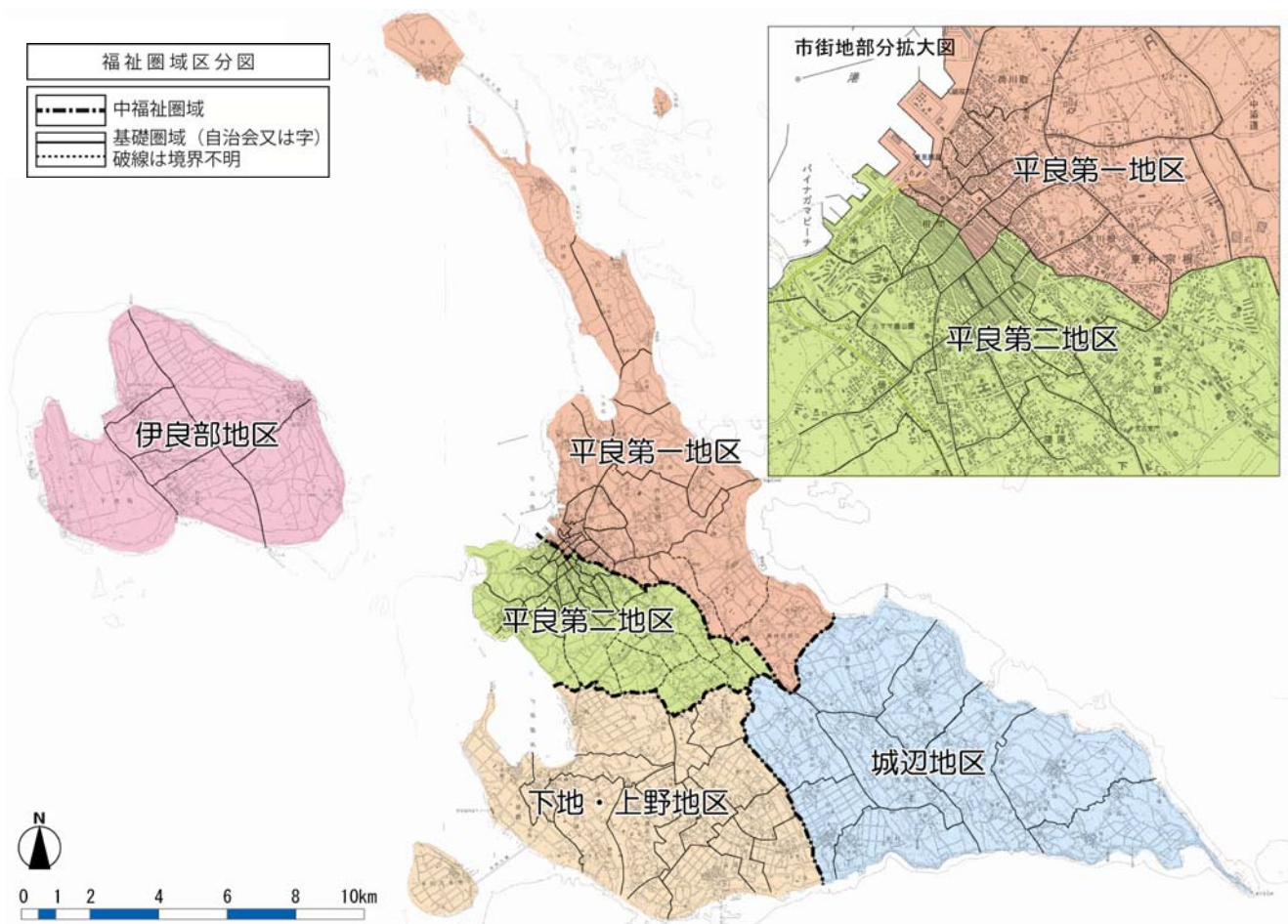
基本 目標	目標指標の内容	現状	目標	根拠資料等
		平成 27 年	平成 32 年	
1. 地域の福祉力向上の支援	・地域活動に、ほとんど参加していない市民の減小	57.2%	50.0%	目標年次までに H20 年の調査結果（49.2%≒50.0%）を目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(H27 年度 問6) ★参考) H20 年（前回）調査：49.2%
	・近所づきあいや住民同士の支え合いは、以前より活発であると感じている市民の増加	5.5%	10.0%	目標年次までに毎年概ね 1 % ずつ増加することを目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(H27 年度 問 10)
	・ボランティアや NPO 活動をしている市民の増加	10.5%	15.0%	目標年次までに H20 年の調査結果（14.1%≒15.0%）を目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(平成27年度 問12) ★参考) H20 年（前回）調査：14.1%
	・民生委員・児童委員の活動内容を知っている市民の増加	42.3%	50.0%	目標年次までに毎年概ね 1 % ずつ増加することを目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(H27 年度 問 15)
2. 地域における支援の仕組みづくり	・CSWの活動内容を知っている市民の増加	13.3%	25.0%	倍増、4 人に 1 人が知っている状況を目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(平成27年度 問15)
	・住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の増加	49.1%	55.0%	目標年次までに毎年概ね 1 % ずつ増加することを目指す。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(H27 年度 問 2)

5. 福祉圏域の設定

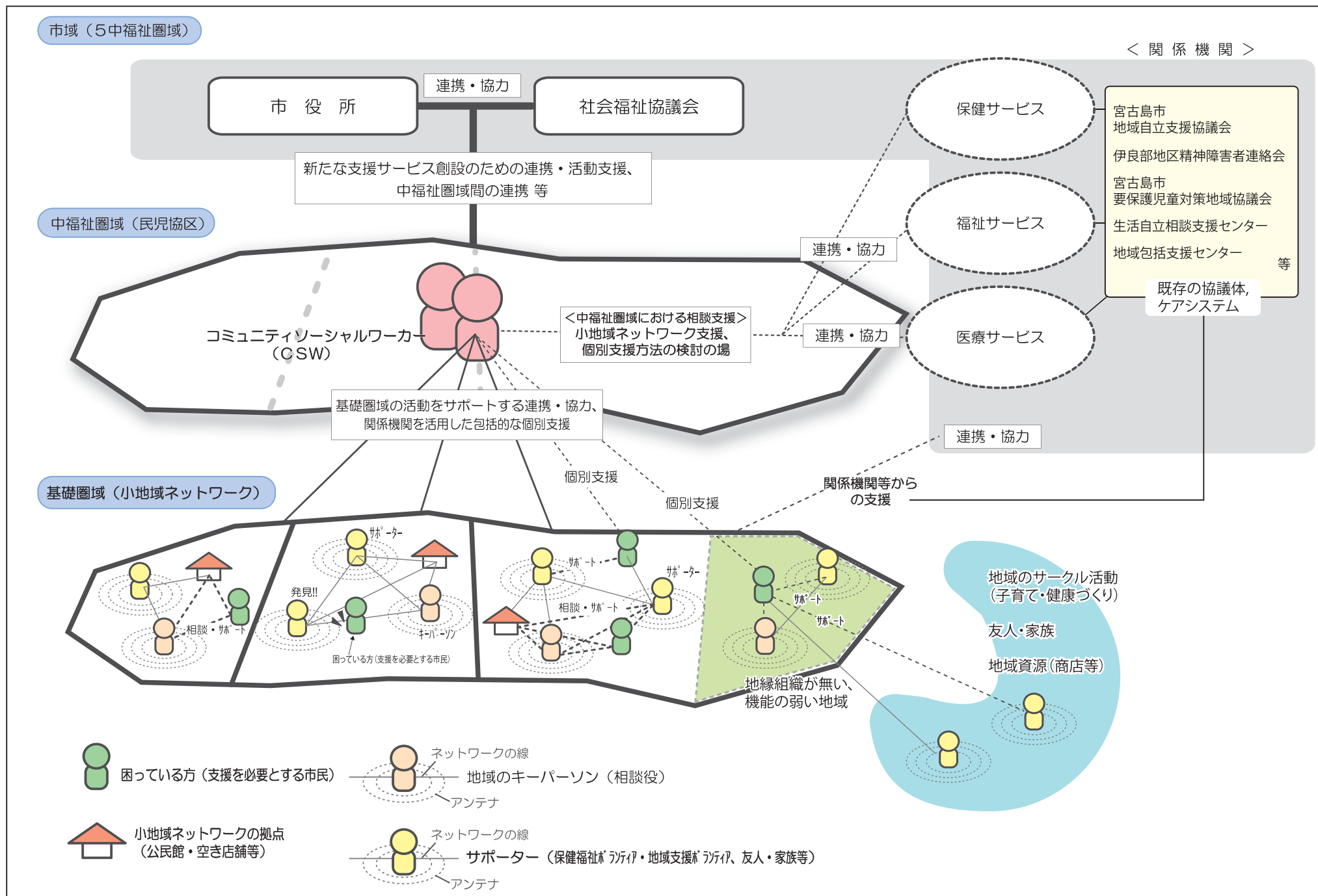
宮古島市における地域活動の単位は、集落地域では公民館を中心とした行政区が基本となっており、自治会が結成されていない地域においてもそれぞれの行政区に行政連絡員や民生委員・児童委員等が配置されています。

そのため、今後も地域の支え合いによる地域福祉の推進は、行政区を基本に進めていくものとし、本計画における『基礎圏域』は行政区（自治会区）とします。ただし、自治会のない市街地などの行政区においては、行政区の広さや人口規模に応じて支え合い活動がしやすい範囲へと複数にわけると柔軟に設定できるものとしします。

また、基礎圏域内のみで対応が難しい課題などに対して、基礎圏域を越えて近隣地域の様々な活動や支援が結びついて取り組みが行われる範囲を『中福祉圏域（民児協区）』とします。



◆ 支え合いネットワークの概念図



● 地域福祉の取り組み（各論）



Ⅳ 宮古島市が進める地域福祉の取り組み

基本目標 1

地域の福祉力向上の支援 ～ひとづくり、地域づくり～

1. 支え合いの意識を高める取り組みの推進

市民一人ひとりが地域の福祉課題に気づき、解決に向けて行動することができるよう、福祉に関する広報やボランティア活動、体験を通じた教育・学習等の充実を図ります。また、ちょっとした手伝いであれば何かしてみたい、特技を活かして地域に貢献したい、という市民への相談等に対応し、住民同士が互いを知る機会（あいさつ運動等）や地域活動をはじめるきっかけづくりなどを充実していきます。

	平成 27 年度 【基準値】	平成 30 年度	平成 32 年度
あいさつ運動の実施	未実施	あいさつ運動の日の設定	地域、事業所でのあいさつ運動普及

①地域福祉に関する啓発活動の充実

取り組み内容	所管課
ア. 市民の福祉や地域活動への関心が高まるよう、広報みやこじま、市ホームページ、行政チャンネル等の多様な伝達手段を活用し、地域福祉の考えや本地域福祉計画の周知を図ります。 イ. 上記の多様な情報媒体や民生委員、老人クラブ等の地域活動団体を通じて、各地域で頑張っている活動の紹介を行うなど、地域福祉に関連する各種情報の提供を進めます。	福祉調整課

②ボランティア活動や体験等による福祉意識の向上

取り組み内容	所管課
ア. 社会福祉協議会との連携のもと、中高校生サマーボランティア体験研修会、「一人暮らし高齢者宅の掃除」等のボランティア活動、高齢者や障がい者施設での交流事業等を継続していくとともに、災害ボランティア研修等新たな取り組みを進め、児童・生徒の福祉やボランティア活動に接する場・機会を拡充します。 イ. 児童・生徒から一般市民までを対象としたボランティア養成講座の開催やボランティア活動等の研修会（ボランティア連絡会）を継続強化します。 ウ. 市民のボランティア活動が円滑に行えるよう、ボランティア活動の実態を把握し、ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、ボランティアコーディネートの仕組みづくりを進めます。	福祉調整課

③あいさつ運動の実施

取り組み内容	所管課
ア. 住民が地域に関心をもち、住民同士が顔見知りとなるきっかけづくりや世代間交流、また地域の防犯対策として小地域ネットワーク事業等に併せて「あいさつ運動」を実施します。 イ. 市として「あいさつ運動の日」を設定し、地域活動への参加を促進します。	福祉調整課

④関心の高い講演会の開催や地域活動の創出

取り組み内容	所管課
ア. 市民の関心の高い、高齢者や子育て支援、防災・防犯などの講演会や活動（例：福祉マップづくり等）を、地域で展開し地域で集まるきっかけを創出します。 イ. 社会福祉協議会や地域と連携し、地域でのちょっとしたお手伝いができるよう地域人材の掘り起こしと、お手伝いの機会を創出します。	福祉調整課 福祉部各課



2. 小地域ネットワーク体制の充実

市民の身近な生活圏域である範囲を基本に、地域の支え合いによる小地域ネットワークの構築に向け、取り組みを強化します。自治会などの地縁組織のない市街地や、自治会機能が低下している地域においては、地域で活動する多様な主体の活動等を支援しながら、それら地域資源と協働し、地域の実情に応じた支え合いのネットワークづくりを進めます。

また、これらの地域福祉活動が継続したものとなるよう、活動のリーダーや担い手の育成を行います。

活動指標	平成 27 年度 【基準値】	平成 30 年度	平成 32 年度
小地域ネットワークの 立ち上げ	12 箇所	15 箇所	17 箇所
既存小地域ネットワークの リーダー及び担い 手育成の支援	支援会議の開催 0 回	支援会議の開催 30 回 (1 地区年 2 回開催)	支援会議の開催 34 回 (1 地区年 2 回開催)

①地域福祉懇談会の開催促進

取り組み内容	所管課
ア. 市と社会福祉協議会との緊密な連携のもと、モデル地区を設定し、定期的な開催支援を行い、小地域ネットワークの形成・強化につなげます。 イ. モデル地区以外についても、それぞれの地域が抱える課題・福祉ニーズの把握を行い、住民間の課題に対する意識共有ができるよう、地域福祉懇談会の開催をめざし支援を行います。 ウ. 地域福祉懇談会の開催にあたっては、地域の様々な既存組織や会議等を活用するなど地域の状況に柔軟に対応していきます。	福祉調整課



②小地域ネットワークの拡充・強化

取り組み内容	所管課
ア. 一人暮らし高齢者、障がい(児)者、子育て中の親子、生活困窮者等、支援を必要とする市民を地域(自治会)で見守り、支え合う小地域ネットワークの周知活動を行います。同時に市民が主体となっていて行っている高齢者の居場所づくり(サロン・通いの場)等の活動についても紹介していきます。 イ. 小地域ネットワークの設置に向け、モデル地区を設定し(地域福祉懇談会のモデル地区とあわせる)、CSWとの連携のもと見守り活動などの支援を強化するとともに、モデル地区の活動が周辺地域へ広がるよう、その普及に努めます。 ウ. 既存(12箇所/平成27年現在)の小地域ネットワークの支え合い活動や、宮古島市老人クラブ連合会が主体となり実施している地域の一人暮らし高齢者への見守り活動等、既存の活動やネットワークの強化を図ります。	福祉調整課

③市街地などにおけるネットワークの構築

取り組み内容	所管課
ア. 自治会などの地縁組織のない市街地や自治会機能が低下している地域においては、地域の個人商店、サークル・ボランティア団体などの地域資源と連携し、小地域ネットワーク事業等を通じて地域の特性に応じたネットワークの構築に取り組みます。 イ. 小グループ単位でのコミュニティ活動の支援を行います。 ウ. 高齢者等を対象とした「地域包括ケアシステム」や「地域自立支援協議会」(障がい(児)者を対象)、「要保護児童対策地域協議会」(児童を対象)などの様々な目的をもった連携体を有機的に活用した支援を行います。	福祉調整課 福祉部各課



④リーダーとリーダーを支える担い手の育成支援

取り組み内容	所管課
ア. 小地域ネットワークなどの取り組みが継続した活動となるよう、リーダーを支え、役割を分担しあえる地域人材の育成にむけた講座の開催等を行います。 リーダーを支え活動するメンバーの意識を高め、そのメンバーが次のリーダーにスムーズに移行できるよう、地域リーダー研修会等を開催します。	福祉部各課

⑤災害時における支援体制の強化

取り組み内容	所管課
ア. 「宮古島市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、自治会単位や班単位等、住民の生活圏域内を基本とした「福祉マップ（避難行動要支援者マップ）」の作成を促進し、福祉マップを活かした支援体制づくりに取り組みます。 イ. 緊急時の避難支援や安否確認に備えるため、地域における日常的な声掛けや見守り活動等の強化を促進します。 ウ. 社会福祉施設等に協力を呼びかけ、福祉避難所を確保します。	福祉部各課

講座の開催



3. 社会福祉協議会や関連団体等との連携強化

地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う社会福祉協議会とのさらなる連携強化を図り、社会福祉協議会の各支所を基盤とした活動の展開や内容の拡充をめざします。

社会福祉協議会及び各種地域団体、NPO等の福祉関連組織や事業所との協働のもと、地域の福祉活動や交流活動の支援を行いながら、宮古島市の地域福祉の推進に努めます。

活動指標	平成 27 年度 【基準値】	平成 30 年度	平成 32 年度
社会福祉協議会との連絡会の開催	0 回	2 回/年 (6 カ月に 1 度)	3 回/年 (4 カ月に 1 度)

① 社会福祉協議会と一体となった取り組みの推進

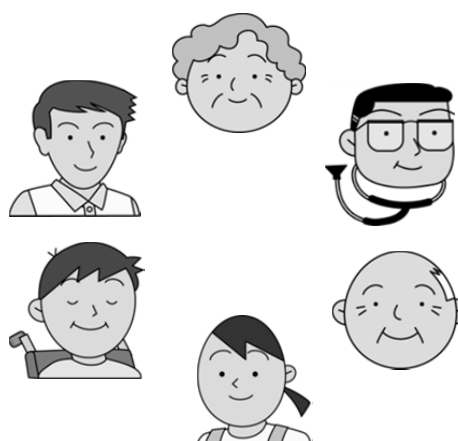
取り組み内容	所管課
ア. 社会福祉協議会の地域福祉活動計画に基づく事業の活性化に向け支援を強化します。社会福祉協議会や社会福祉協議会各支所との連絡・交流の場を確保し、地域の福祉課題や情報の共有化を図ります。 イ. 地域福祉活動の支援拠点として、社会福祉協議会各支所の地域コーディネート機能の更なる強化を支援します。 ウ. 今後、宮古島市地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体となった計画づくりに努めます。	福祉調整課

② 民生委員・児童委員など保健福祉ボランティアとの連携強化

取り組み内容	所管課
ア. 民生委員・児童委員、健康づくり推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員等の活動の活性化に向け、ニーズに応じた適切な研修機会を充実し、更なる技能の向上を支援します。 イ. 保健福祉ボランティア各団体の活動の様子を市民に広く周知し、活動に対する理解を深めてもらうとともに、新たな担い手の掘り起こしの手法を研究し、確保に努めます。	福祉調整課 福祉部各課 健康増進課

③事業所間の連携強化

取り組み内容	所管課
ア. 福祉関連事業所間の情報共有及びサービス向上を図るため、各分野における連絡会等の場の充実を促進するとともに、情報交換等を通じて住民の実態及びニーズを把握していきます。 イ. 限りある資源の中、市民の複合的な福祉ニーズに対応する多様なサービスが提供できるよう、提供事業者等の育成、確保を図ります。 ウ. 新たなサービスや支援の創出につなげるため、異業種間の連携（例：伊良部地区精神障害者連絡会）が円滑にとれるよう既存組織を活用したしくみの充実を図ります。	福祉調整課 福祉部各課



基本目標2

地域における支援の仕組みづくり

1. 地域における相談支援体制の充実

市民一人ひとりにあった相談や支援に応じられるよう、地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の養成・確保を行います。各種専門職とCSWとの連携による相談支援を充実するとともに、身近な相談相手となる民生委員・児童委員等の人材の確保に努めます。

地域を支援する中福祉圏域において、社会福祉協議会等を活用した地域の相談交流の拠点の設置をすすめます。生活困窮者の自立にむけ、対象者の把握に努めるとともに、その対象者の状況にあった自立支援を推進します。

活動指標	平成 27 年度 【基準値】	平成 30 年度	平成 32 年度
コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保	1 人	3 人	5 人
生活困窮者等の相談支援の充実 【相談した方の人数】	108 人	140 人	162 人

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の養成・確保

取り組み内容	所管課
ア. CSWについては、身近な相談支援に対応するとともに、複合的な福祉課題に対し支援が行えるよう、更なる技術等の向上のための支援を行います。 イ. CSWの確保については、5つの中福祉圏域ごとに1人ずつの配置を基本とします。	福祉調整課

②多職種連携による相談支援

取り組み内容	所管課
ア. 複合化する新たな福祉課題に対応するため、CSWや生活自立相談支援センターの支援員など、個別支援等をコーディネートする専門職を中心に多職種連携による相談支援の体制の強化を図ります。	福祉調整課 福祉部各課

③地域における相談体制の充実

取り組み内容	所管課
ア. 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や母子保健推進員、介護相談員など人材の確保に努めます。 イ. 小地域ネットワークづくりの支援充実を通じて、地域での顔の見える関係づくりを推進し、相談しやすい地域づくりや地域の相談機能の強化を図ります。 ウ. 民生委員・児童委員や自治会等の地域組織と、専門的な支援をおこなう専門の相談員（例：包括支援センターや相談支援事業所等）との連携を強化し、支援が必要な市民の発見や相談支援の充実を図ります。 エ. 既存ネットワークの活動を充実し、相談支援の連携強化を図ります。 オ. 身近な地域での相談交流拠点として、中福祉圏域ごとに、社会福祉協議会支所や既存福祉関連施設等を活用します。	福祉調整課 福祉部各課

④生活困窮者等の相談支援

取り組み内容	所管課
ア. 生活困窮者の自立支援を図るため、支援員や関係機関と連携を図りながら自立相談支援事業等を推進します。 イ. 生活困窮者の相談窓口となる「生活自立相談支援センター」の周知に努めます。 ウ. 民生委員・児童委員などが行う地域の見守り活動と連携し、地域との関わりがなく、孤立した失業者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、生活困窮にある市民や世帯を把握し、いち早く就労機会や自立支援に結びつけます。	生活福祉課 福祉部各課

⑤新たな支援サービスの創設

取り組み内容	所管課
ア. 地域の既存の取り組みでは対応しきれない多様なニーズに応えるため、地域住民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する事業所等が連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。	福祉調整課 福祉部各課

2. 適切な情報提供の推進

地域で福祉サービスや地域活動等の情報が得られるしくみや情報共有ができる機会を充実し、情報を必要とする人に対して、情報が伝わりやすいように工夫を行います。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
「宮古島市福祉便利帳」の作成普及	福祉に関する情報の整理	編集 印刷	普及	更新	→

①「宮古島市福祉便利帳」の作成、普及

取り組み内容	所管課
ア. 福祉に関する情報を一元化し、わかりやすい内容で市民の情報提供が行えるよう、「宮古島市福祉便利帳」を作成します。	福祉調整課

②各種相談員等を通じての情報提供の推進

取り組み内容	所管課
ア. 地域で活動する市民を通じて各種の情報提供がなされるよう、自治会長、民生委員、母子保健推進員等に対し、保健福祉サービスに関する研修会等を進めます。	福祉部各課 健康増進課

③情報入手に配慮が必要な方に対する情報提供の充実

取り組み内容	所管課
ア. 視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方に対しては、音声・要約筆記等による情報提供や手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化に努めます。	障がい福祉課



3. 権利擁護の仕組みの充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用を促進するとともに、法人後見の周知を図ります。

活動指標	平成 27 年度 【基準値】	平成 30 年度	平成 32 年度
法人後見支援の活用	1 件	6 件	10 件

①成年後見制度の利用支援

取り組み内容	所管課
ア. 制度利用による支援が必要な市民（障がい者、高齢者）の利用が促進されるよう、市長の代理申請を含め制度の周知を図ります。 イ. 成年後見制度の充実に向け、法人後見の周知を図り、制度の活用を促進します。	高齢者支援課 障がい福祉課

②日常生活自立支援事業の利用促進

取り組み内容	所管課
ア. 同事業による支援が必要な市民の利用が進むよう、支援体制の充実を促進します。	高齢者支援課 障がい福祉課

③宮古地域福祉権利擁護センターの充実支援

取り組み内容	所管課
ア. 市民の権利擁護への適切な対応が進められるよう、その中核機関となる宮古地域福祉権利擁護センターの充実支援を進めていきます。	高齢者支援課 障がい福祉課

V 着実な計画の推進のために

1. 計画の周知・啓発

本計画の内容は、多分野にわたっていることから、社会福祉協議会だけでなく、市民や地域に関わる全ての方、ボランティア、NPO、各種団体等の協働が大切です。

このため、本計画で示した基本理念や考え方については、市広報誌、ホームページ、テレビやラジオ、地域の集まりで市民への周知を図り、地域における主体的な福祉等の地域活動を促進します。また、地域福祉に対する市民の意識の高揚を図ります。

2. 計画の評価と進行管理の徹底

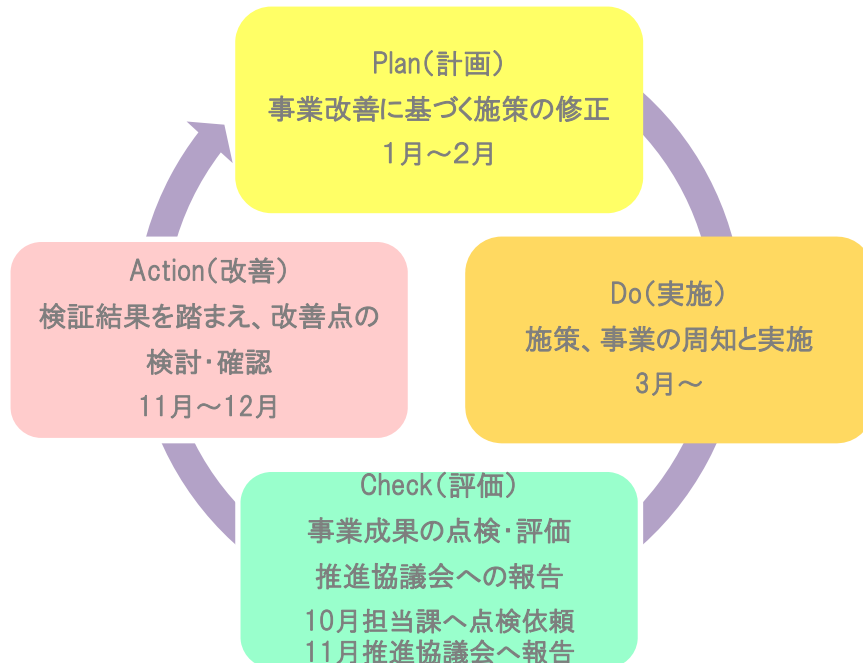
前計画の大きな課題として、計画策定後の進行管理が徹底されていなかったことが明らかとなりました。地域福祉計画の位置づけや内容が庁内全体で十分認識されていなかったことなどが要因となっています。この状況を繰り返さないためにも、地域福祉計画の所管課である福祉調整課は本計画について、庁内への周知徹底を図ります。加えて、個別施策に関して、毎年担当課に成果と課題の報告を求め、さらに改善へとつなげられるPDCAサイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

そのため、PDCAサイクルを1年程度の期間でサイクルさせ、その結果を蓄積し、次期計画の見直しに活かすものとします。

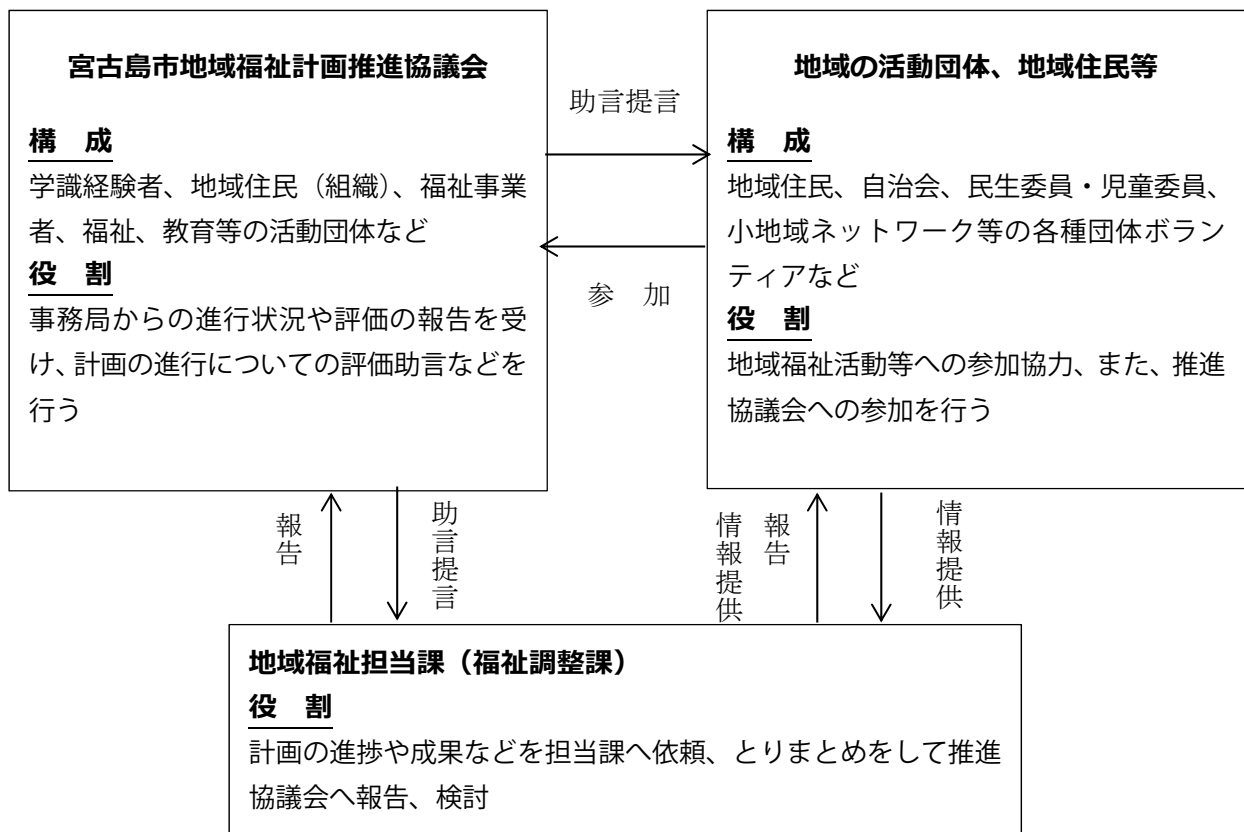
計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、市民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

計画の推進・進行管理にあたっては、本計画の推進協議会に引き続き、進捗管理、推進の役割を担っていただきます。担当課からの成果と課題を推進協議会に報告し、施策や事業の改善、見直しを行います。さらにこれらの議論を、各団体の新たな取り組みのヒントとして活かしていただけるよう、伝えていきます。

■PDCA サイクル



■計画の推進・進行管理の連携



● 資料編



I 宮古島市の現状把握と課題の整理

1. 宮古島市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯数等の推移

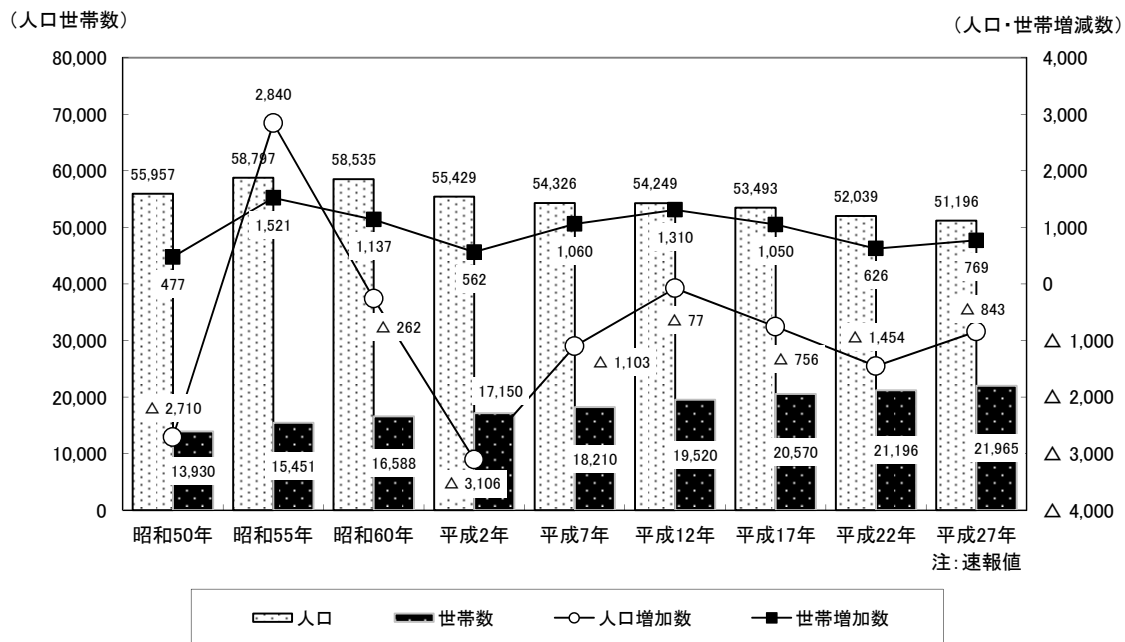
①市全体の人口・世帯の状況

平成 22 年国勢調査における本市の総人口は 52,039 人、世帯数は 21,196 世帯、1 世帯当たり人員は 2.5 人となっています。

昭和 55 年以降人口減少が続いており、地区別にみると、平良地区以外で減少傾向にあります。

一方、世帯数は増加していますが、1 世帯当たり人員数をみると昭和 50 年に 4.0 人であったのに対し、平成 22 年には 2.5 人と減少しており、世帯規模の縮小化が進んでいます。平成 27 年国勢調査の速報値をみると、人口はさらに減少しており、51,196 人となっています。世帯数は 21,965 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.3 人となっています。

図 人口・世帯の推移



	人口	人口増加数	人口増加率	世帯数	世帯増加数	世帯増加率	一世帯当たりの人員
昭和50年	55,957	Δ 2,710	-4.6	13,930	477	3.5	4.0
55年	58,797	2,840	5.1	15,451	1,521	10.9	3.8
60年	58,535	Δ 262	-0.4	16,588	1,137	7.4	3.5
平成2年	55,429	Δ 3,106	-5.3	17,150	562	3.4	3.2
7年	54,326	Δ 1,103	-2.0	18,210	1,060	6.2	3.0
12年	54,249	Δ 77	-0.1	19,520	1,310	7.2	2.8
17年	53,493	Δ 756	-1.4	20,570	1,050	5.4	2.6
22年	52,039	Δ 1,454	-2.7	21,196	626	3.0	2.5
27年(速報値)	51,196	Δ 843	-1.6	21,965	769	3.6	2.3

資料：国勢調査

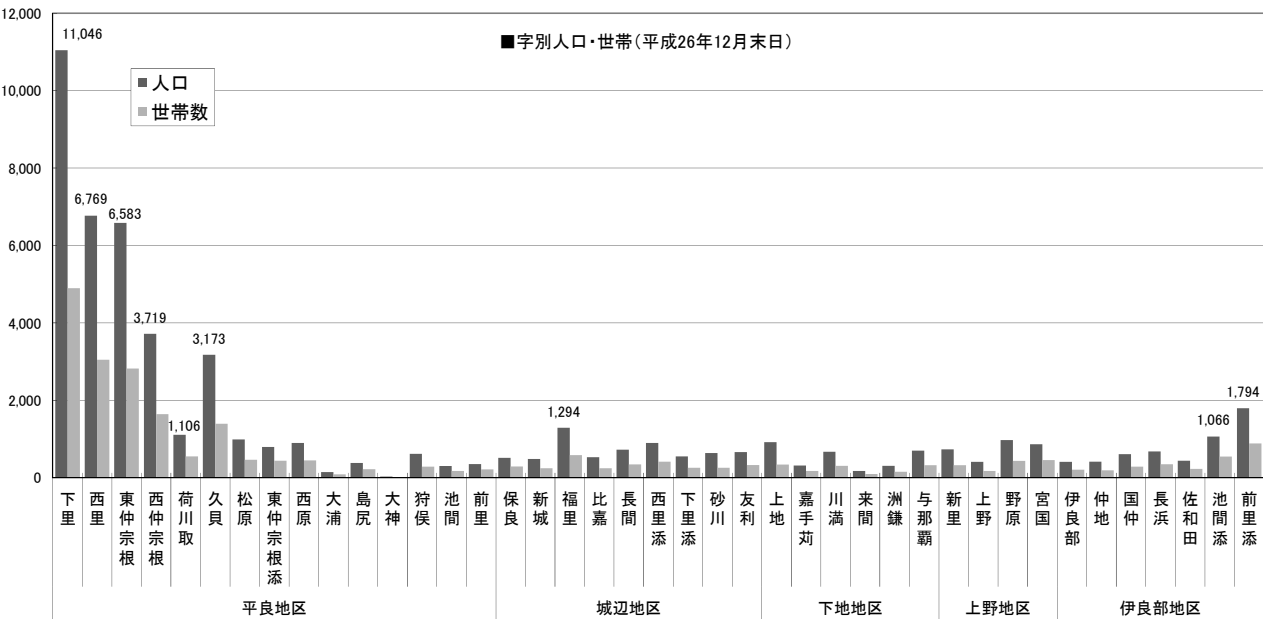
表 地区別の人口・世帯・一世帯当たり人員数の推移

		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
平良地区	人口	29,301	32,924	33,406	32,599	33,095	33,701	34,263	34,746
	世帯数	7,964	9,167	9,939	10,410	11,377	12,455	13,328	14,119
	人口増加数	△ 420	3,623	482	△ 807	496	606	562	483
	世帯増加数	694	1,203	772	471	967	1,078	873	791
城辺地区	人口	10,883	10,203	9,671	8,584	7,864	7,291	6,652	6,094
	世帯数	2,432	2,509	2,555	2,592	2,580	2,635	2,580	2,513
	人口増加数	△ 1,170	△ 680	△ 532	△ 1,087	△ 720	△ 573	△ 639	△ 558
	世帯増加数	△ 97	77	46	37	△ 12	55	△ 55	△ 67
下地地区	人口	3,116	3,017	2,921	2,974	3,036	3,172	3,166	2,963
	世帯数	823	840	919	973	1,048	1,098	1,147	1,170
	人口増加数	△ 906	△ 99	△ 96	53	62	136	△ 6	△ 203
	世帯増加数	△ 88	17	79	54	75	50	49	23
伊良部地区	人口	9,164	9,153	9,035	8,031	7,145	6,903	6,343	5,205
	世帯数	1,935	2,120	2,292	2,288	2,245	2,299	2,340	2,147
	人口増加数	32	△ 11	△ 118	△ 1,004	△ 886	△ 242	△ 560	△ 1,138
	世帯増加数	△ 14	185	172	△ 4	△ 43	54	41	△ 193
上野地区	人口	3,493	3,500	3,502	3,241	3,186	3,182	3,069	3,031
	世帯数	776	815	883	887	960	1,033	1,132	1,247
	人口増加数	△ 246	7	2	△ 261	△ 55	△ 4	△ 113	△ 38
	世帯増加数	△ 18	39	68	4	73	73	99	115
合計	人口	55,957	58,797	58,535	55,429	54,326	54,249	53,493	52,039
	世帯数	13,930	15,451	16,588	17,150	18,210	19,520	20,570	21,196
	人口増加数	△ 2,710	2,840	△ 262	△ 3,106	△ 1,103	△ 77	△ 756	△ 1,454
	世帯増加数	477	1,521	1,137	562	1,060	1,310	1,050	626
	一世帯当たり世帯人員	4.0	3.8	3.5	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5

資料：国勢調査

②字別の人口・世帯の状況

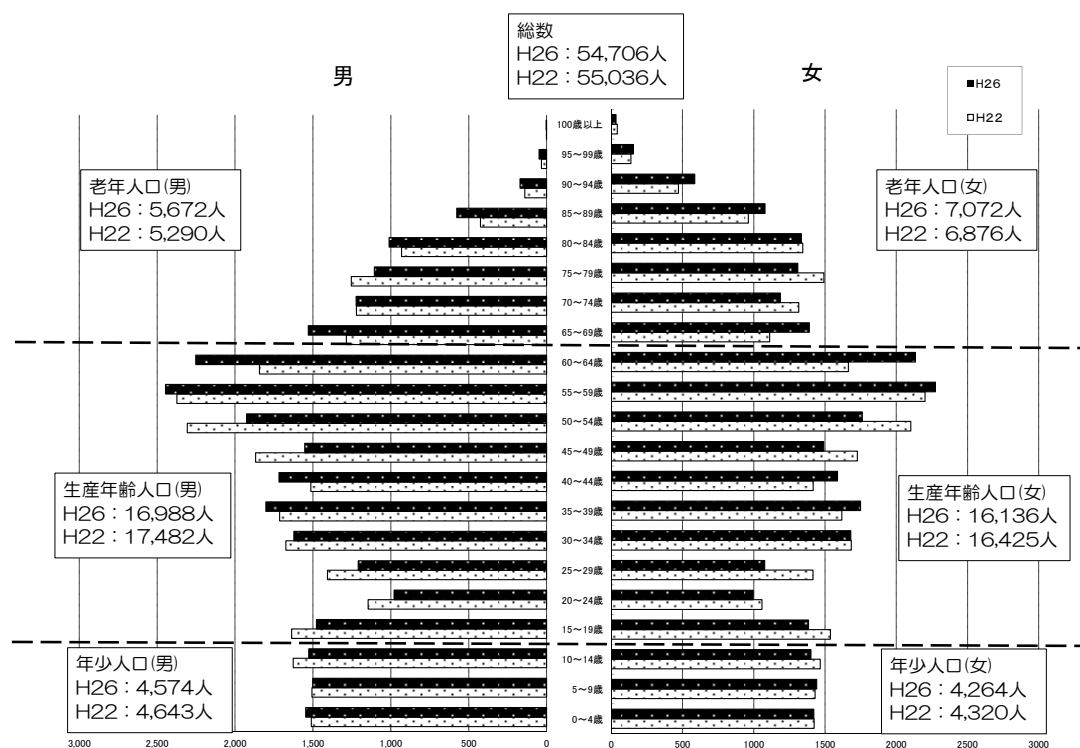
住民基本台帳（平成 26 年 12 月末日）から本市の字別人口及び世帯数の状況をみると、平良地区の市街地及びその周辺に人口が集中しており、字下里で 11,000 人を超え、字西里及び字東仲宗根でそれぞれ 6,000 人超の人口となっています。41 字のうち 1,000 人以上の字は9 か所となっています。



資料：統計みやこじま（住民基本台帳）

③人口構造

住民基本台帳（各年12月末日現在）から、平成26年と平成22年の人口を比較すると、男女とも高齢者人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口が減少しています。また、20代及び40代後半と50代前半の人口減少が大きくなっています。



平成22年国勢調査より年齢3階層別人口をみると、市全体では年少人口（15歳未満）が16.7%、生産年齢人口（15～64歳）が60.1%、高齢者人口（65歳以上）が23.2%となっています。

地区別にみると、平良地区では年少人口の割合が18.2%と市全体に比べ高く、高齢者人口の割合は5地区の中で唯一2割を下回っています。一方、城辺地区、下地地区、伊良部地区は高齢者人口の割合が3割を超えています。

また、年齢3階層それぞれの推移をみると、市全体・地区別ともに年少人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加傾向にあります。

	総数	年齢3階層別人口		
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
平良地区	34,700	6,318	21,770	6,612
	100.0%	18.2%	62.7%	19.1%
城辺地区	6,092	761	3,187	2,144
	100.0%	12.5%	52.3%	35.2%
下地地区	2,963	449	1,598	916
	100.0%	15.2%	53.9%	30.9%
上野地区	3,028	509	1,819	700
	100.0%	16.8%	60.1%	23.1%
伊良部地区	5,205	648	2,856	1,701
	100.0%	12.4%	54.9%	32.7%
宮古島市 計	51,988	8,685	31,230	12,073
	100.0%	16.7%	60.1%	23.2%

資料：国勢調査

④世帯類型別世帯数の動向

平成 22 年国勢調査により本市の世帯類型別世帯数をみると、一般世帯数は 21,144 世帯、うち核家族世帯が 60.7%（12,838 世帯）を占めています。

65 歳以上の親族がいる一般世帯は 4 割弱（37.1%、7,850 世帯）を占め、さらに高齢者のみの世帯（高齢夫婦世帯・高齢単身世帯）は、2 割強（21.9%、4,624 世帯）と県全体の割合よりも高くなっています。

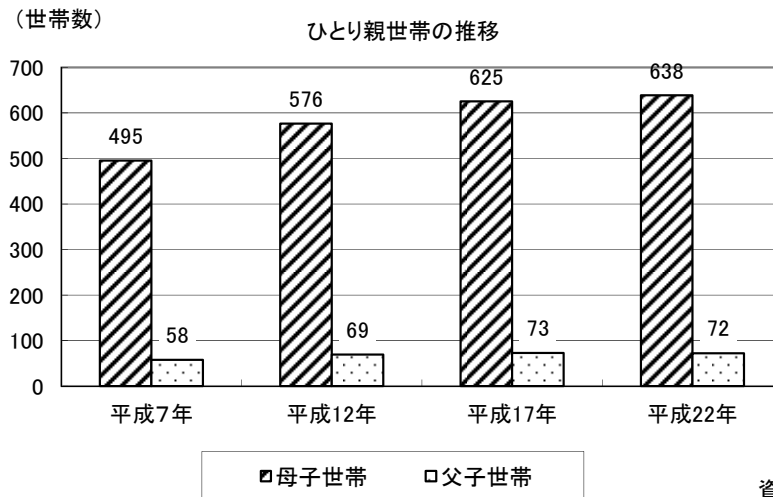
	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		沖縄県(平成22年)	
	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比
総数	18,187	100.0	19,440	100.0	20,527	100.0	21,144	100.0	519,184	100.0
A 親族世帯	14,233	78.3	14,595	75.1	14,789	72.0	14,480	68.5	359,697	69.3
I 核家族世帯	11,809	64.9	12,431	63.9	12,834	62.5	12,838	60.7	314,152	60.5
①夫婦のみの世帯	3,847	21.2	4,082	21.0	4,372	21.3	4,796	22.7	75,038	14.5
②夫婦と子供から成る世帯	6,321	34.8	6,394	32.9	6,155	30.0	5,710	27.0	172,115	33.2
③男親と子供から成る世帯	204	1.1	263	1.4	314	1.5	334	1.6	9,764	1.9
④女親と子供から成る世帯	1,437	7.9	1,692	8.7	1,993	9.7	1,998	9.4	57,235	11.0
II その他の親族世帯	2,424	13.3	2,164	11.1	1,955	9.5	1,642	7.8	45,545	8.8
⑤夫婦と両親から成る世帯	78	0.4	82	0.4	93	0.5	91	0.4	910	0.2
⑥夫婦と片親から成る世帯	345	1.9	325	1.7	315	1.5	241	1.1	3,532	0.7
⑦夫婦、子供と両親から成る世帯	364	2.0	254	1.3	177	0.9	128	0.6	3,354	0.6
⑧夫婦、子供と片親から成る世帯	670	3.7	532	2.7	381	1.9	300	1.4	9,442	1.8
⑨夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	106	0.6	100	0.5	124	0.6	88	0.4	1,749	0.3
⑩夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	249	1.4	295	1.5	296	1.4	269	1.3	6,848	1.3
⑪夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	46	0.3	47	0.2	38	0.2	26	0.1	940	0.2
⑫夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	197	1.1	151	0.8	103	0.5	80	0.4	3,171	0.6
⑬兄弟姉妹のみから成る世帯	79	0.4	84	0.4	99	0.5	125	0.6	5,913	1.1
⑭他に分類されない親族世帯	290	1.6	294	1.5	329	1.6	294	1.4	9,686	1.9
B 非親族世帯	49	0.3	78	0.4	152	0.7	236	1.1	6,494	1.3
C 単独世帯	3,905	21.5	4,767	24.5	5,586	27.2	6,428	30.4	152,589	29.4
ひとり親世帯										
母子世帯	495	2.7	576	3.0	625	3.0	638	3.0	14,137	2.7
父子世帯	58	0.3	69	0.4	73	0.4	72	0.3	1,770	0.3
高齢世帯										
65歳以上親族のいる一般世帯	6,683	36.7	7,442	38.3	7,887	38.4	7,850	37.1	158,798	30.6
高齢夫婦世帯	1,796	9.9	2,126	10.9	2,253	11.0	2,277	10.8	33,797	6.5
高齢単身世帯	1,609	8.8	1,856	9.5	2,155	10.5	2,347	11.1	40,390	7.8

資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

①ひとり親世帯の推移

平成 22 年国勢調査における本市のひとり親世帯の状況は、母子世帯 638 世帯、父子世帯 72 世帯となっており、平成 7 年からの推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあります。



(3) 子ども、出生の状況

保育所入所児童数は、平成 26 年 3 月末には 1,618 人となっており、充足率は 96.9%となっています。待機児童数は、平成 25 年には 80 名であったのに対し、平成 26 年に定員が 15 名増となったことから、54 名となっています。

表 保育所数と保育所入所児童数

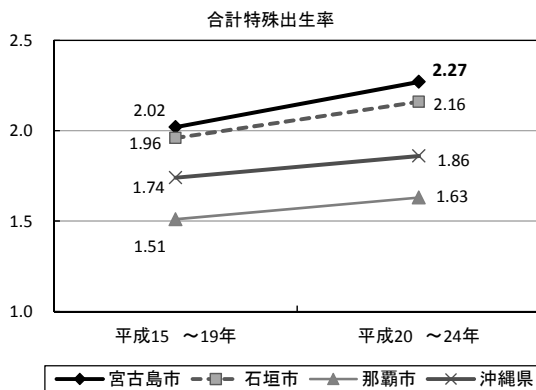
年	区分	合計	平良地区	城辺地区	下地地区	上野地区	伊良部地区
平成21年	保育所数	20	13	3	1	1	2
	入所児童数	1,413	982	138	90	82	121
	充足率(%)	95.8	103.9	76.7	85.7	78.1	86.4
平成22年	保育所数	20	13	3	1	1	2
	入所児童数	1,394	965	126	80	92	131
	充足率(%)	81.5	81.8	70.0	76.2	87.6	93.6
平成23年	保育所数	19	12	3	1	1	2
	入所児童数	1,440	1,000	138	81	94	127
	充足率(%)	98.6	107.5	76.7	77.1	89.5	90.7
平成24年	保育所数	20	13	3	1	1	2
	入所児童数	1,434	1,030	133	76	80	115
	充足率(%)	93.1	102.0	73.9	72.4	76.2	82.1
平成25年	保育所数	22	15	3	1	1	2
	入所児童数	1,609	1,197	139	77	86	110
	充足率(%)	96.3	105.0	77.2	73.3	81.9	78.6
平成26年	保育所数	22	15	3	1	1	2
	入所児童数	1,618	1,190	142	87	82	117
	充足率(%)	96.9	104.4	78.9	82.9	78.1	83.6

資料：統計みやこじま 児童家庭課

本市の平成 26 年の出生数は、546 人となっており、増減をしながら概ね 500 人台で推移しています。また、合計特殊出生率は県平均よりも高くなっています。

表 県内各市の出生数

	沖縄県	宮古島市	那覇市	沖縄市	浦添市	うるま市	宜野湾市	豊見城市	糸満市	名護市	石垣市	南城市
平成20年	16,736	603	3,466	1,794	1,534	1,355	1,165	843	690	744	692	324
平成21年	16,744	565	3,362	1,759	1,535	1,363	1,275	849	733	730	656	365
平成22年	17,098	558	3,625	1,704	1,509	1,404	1,278	869	733	765	653	356
平成23年	16,918	586	3,386	1,692	1,541	1,326	1,312	834	723	758	629	363
平成24年	17,074	606	3,510	1,750	1,542	1,324	1,279	921	740	731	584	359
平成25年	17,209	559	3,495	1,751	1,445	1,320	1,282	934	837	763	666	387
平成26年	16,373	546	3,306	1,629	1,400	1,285	1,236	867	762	725	567	379



資料：厚生労働省 人口動態調査

資料：厚生労働省 人口動態保健所・市町村別統計

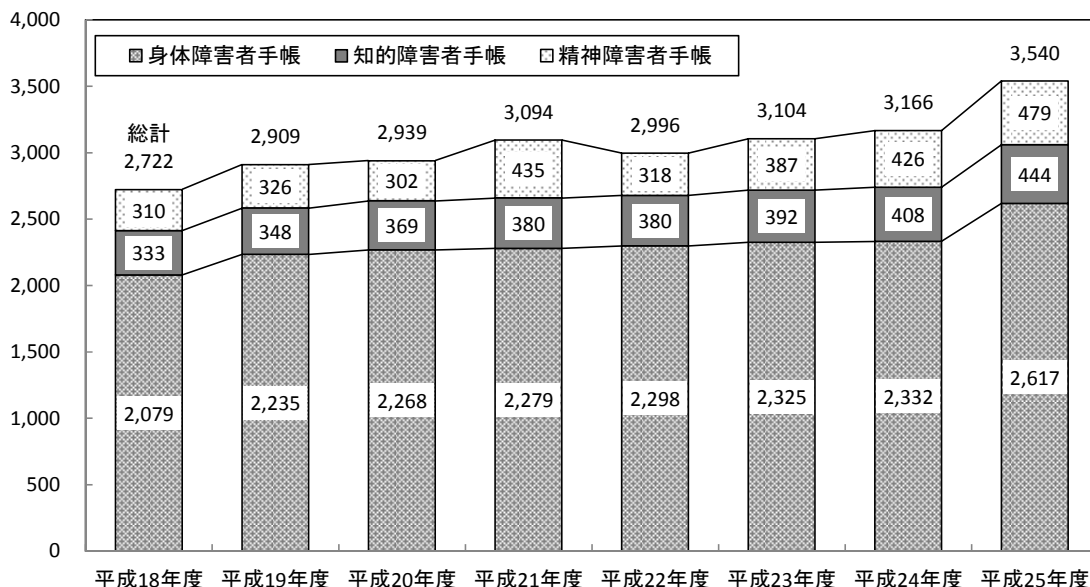
(4) 障がい者手帳の所持状況

障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳）を所持している人の状況を見ると、平成 25 年度末で 3,540 人となっています。平成 18 年度以降、概ね増加傾向にあり、平成 18 年度に比べ身体障がいと知的障がい（療育手帳）では約 1.3 倍、精神障がいでは約 1.5 倍となっています。

身体障害者手帳における障害区分として、肢体不自由や内部障害の割合が高くなっています。

図 手帳交付者数の推移

各年 3 月末日現在

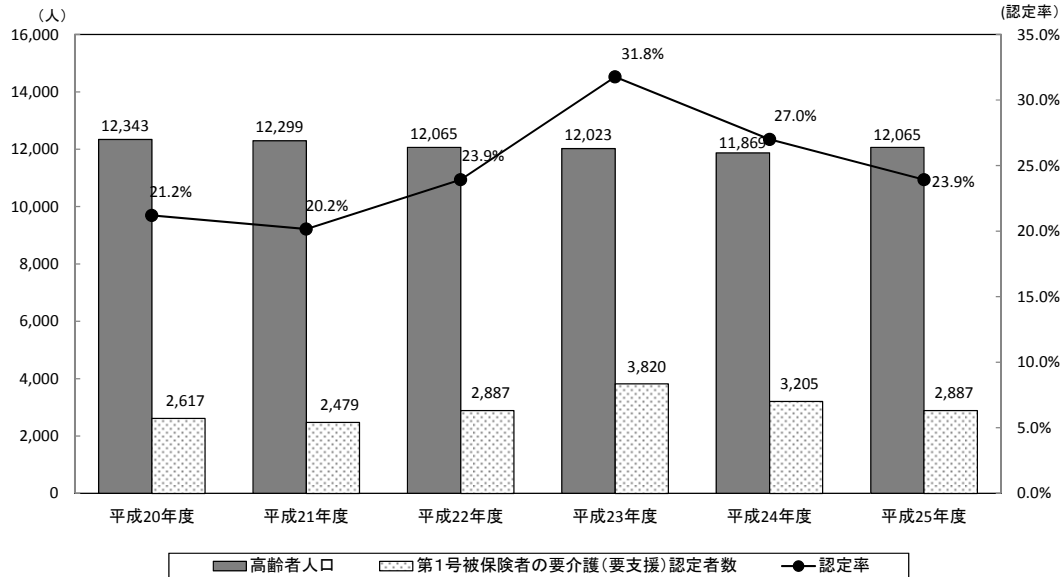


資料：統計みやこじま 障がい福祉課

(5) 高齢者の状況

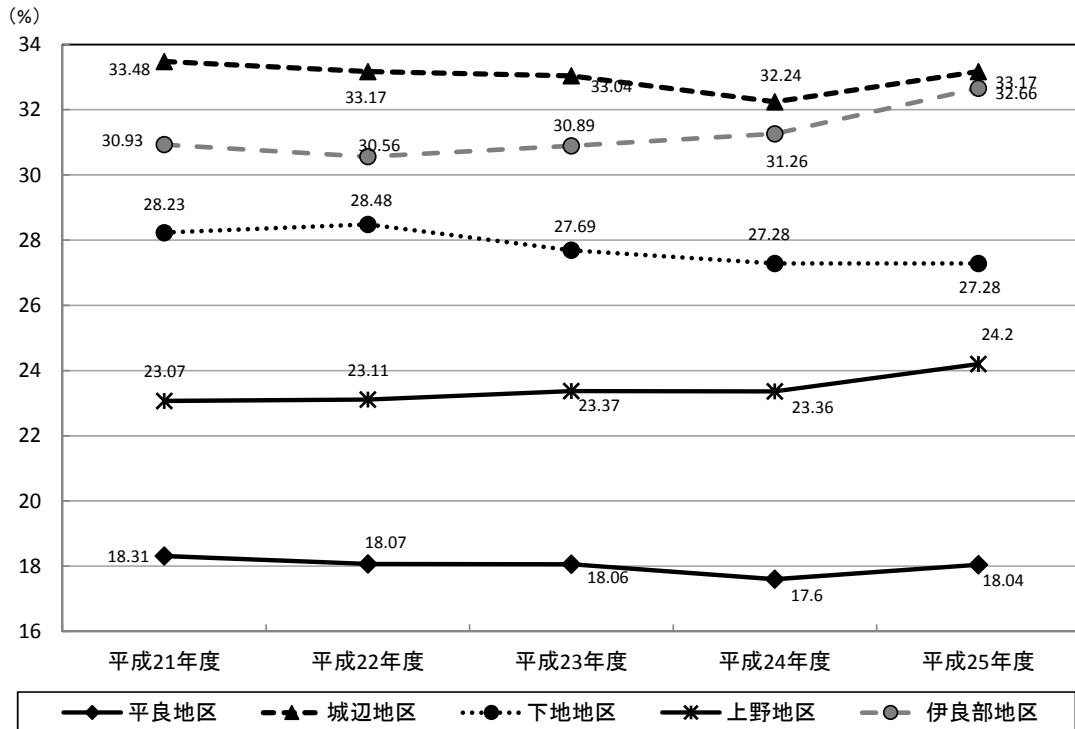
高齢者人口について平成 20 年度からの推移をみると、12,000 人前後で推移しています。第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者数については、平成 23 年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 24 年度以降減少しています。認定率についても同様な傾向にあります。

図 高齢者人口と第 1 号被保険者の要介護（要支援）認定者の推移 各年 3 月末日現在



資料：統計みやこじま 高齢者支援課

参考 地区別高齢化率の推移



資料：統計みやこじま 高齢者支援課

（６）生活保護世帯の推移

被保護世帯数は平成 25 年度 803 世帯となっており、平成 21 年度以降、増加しています。保護率は県平均を下回っていますが、近年増加傾向にあります。被保護世帯を類型別にみると、平成 25 年度末では「高齢者世帯」の割合が最も高く 48.2%と5割弱を占めています。近年、「母子世帯」や「傷病・障害世帯」の割合が減少するなか、15 歳～64 歳までの年齢層を含む「その他世帯」の割合が増えています。

図 被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移

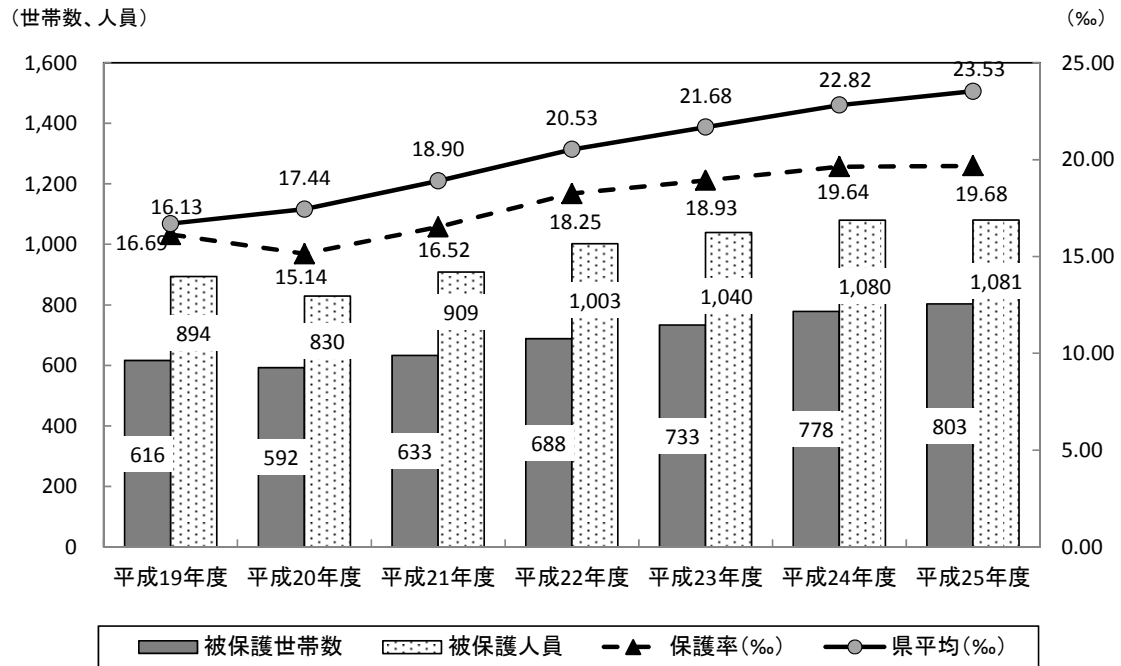
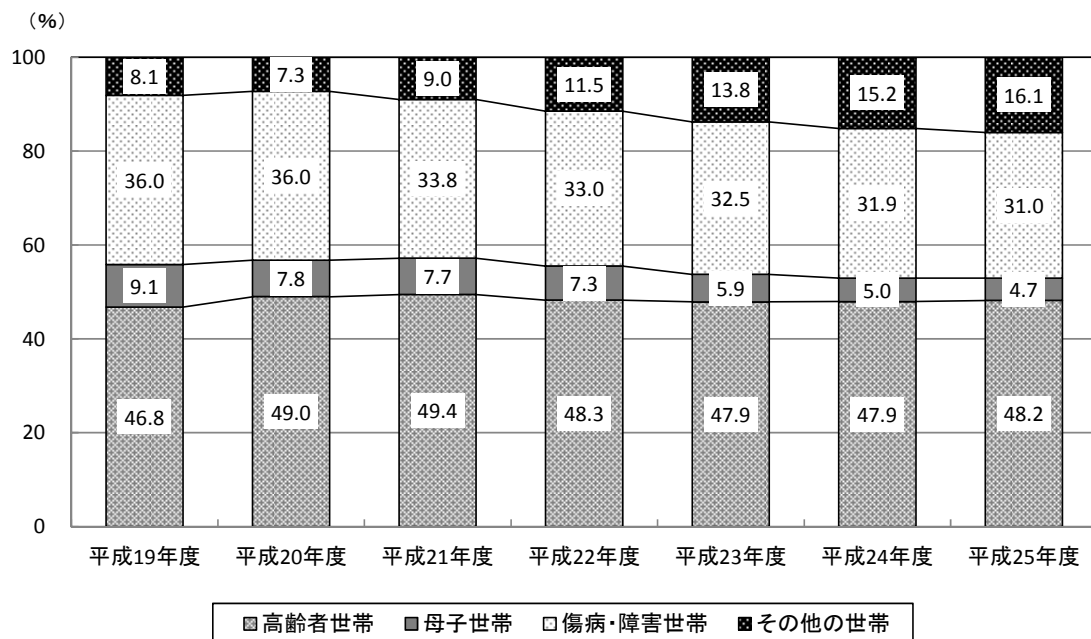


図 世帯類型別の被保護世帯数の推移（構成比）



資料：統計みやこじま 生活福祉課

(7) 民生委員・児童委員委嘱状況

地区別民生委員・児童委員委嘱状況(平成26年6月1日現在)

地区	担当 区域	委員の 空白	民生委員・児童委員			主任児童委員			計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
平良第一	30	1	8	19	27	2	0	2	10	19	29
平良第二	33	0	5	26	31	0	2	2	5	28	33
城辺	16	1	10	11	21	1	1	2	11	12	23
下地・上野	24	0	5	9	14	0	2	2	5	11	16
伊良部	21	1	6	12	18	0	2	2	6	14	20
計	124	3	34	77	111	3	7	10	37	84	121

2. 市民ニーズの把握

平成 27 年度に実施したアンケート調査結果について、主な項目を示します。

(1) 市民アンケートの調査概要

○対象：20 歳～79 歳の市民の中から 2,500 人を無作為に抽出

○調査期間：平成 27 年 6 月 10 日～6 月 22 日

○調査方法：郵送による配布・回収

○回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,500	615	24.6%

- ・表・グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。
- ・結果数値(%)は、少数点第 2 位を四捨五入しており、内訳の合計が 100%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が 100%を超えています。
- ・質問内容や表・グラフ中で、選択肢の文章が長いものは省略して載せている場合があります。
- ・グラフ中に、前回調査結果を盛り込んでいる設問があります。前回の調査結果は平成 20 年、今回の調査結果は平成 27 年と表記しています。

(2) 市民アンケートの調査結果

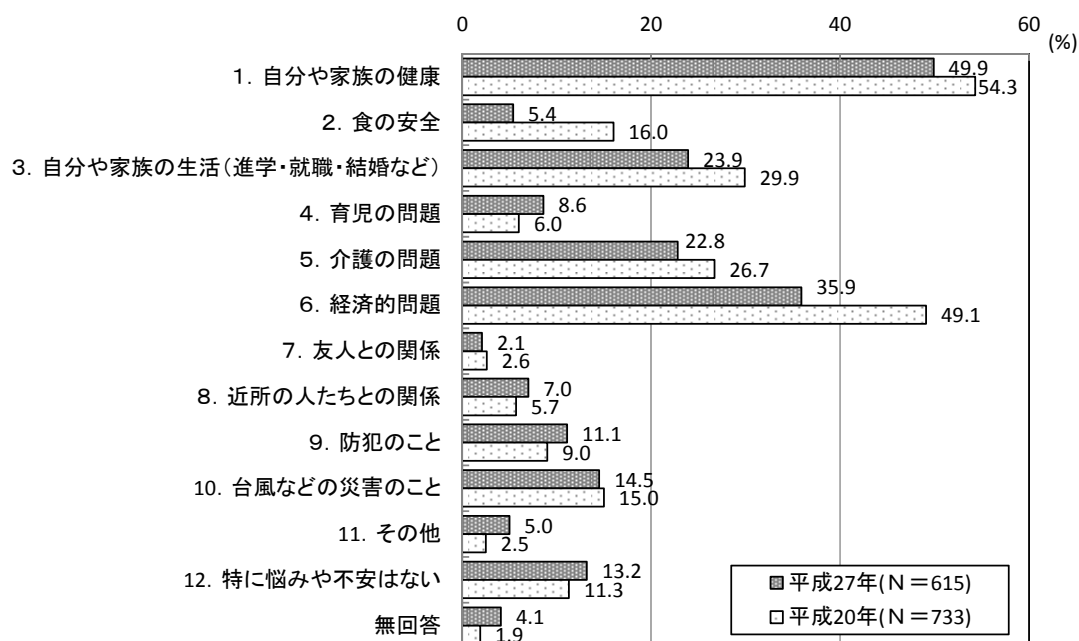
①回答者の概要

- ・回答者の居住地域は「平良地区」が 7 割強となっており、平成 26 年度の地区別の人口比率と概ね同様の傾向となっています。
- ・性別は女性の割合が男性よりも若干高くなっています。年齢は「30 代」の割合が最も高くなっています。30 代～60 代はそれぞれ約 2 割、20 代と 70 代以上は 1 割台でした。居住年数は、回答者の約半数が 20 年以上で、「持ち家」が 5 割強と高くなっています。
- ・職業については、「正社員・正規職員」が約 3 割と高くなっています。

②地域生活について

問3 日常生活の中でどのような悩みや不安を感じていますか。(○は3つまで)

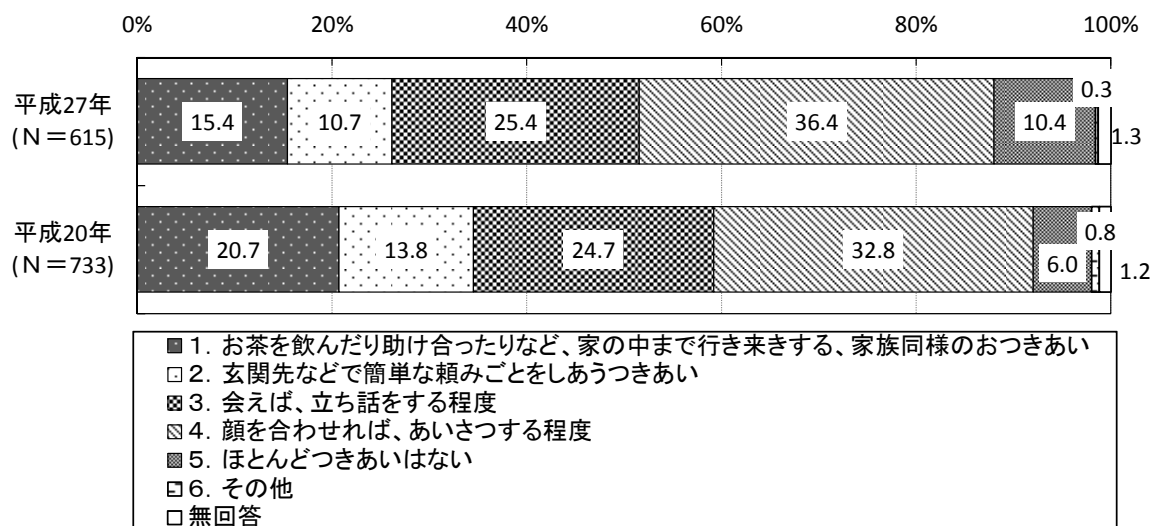
悩みや不安について、「1. 自分や家族の健康」が49.9%と最も高く、次いで「6. 経済的問題」(35.9%)、「3. 自分や家族の生活(進学・就職・結婚など)」(23.9%)、「5. 介護の問題」(22.8%)が、上位にあげられています。



問4 近所の方々と、どの程度のおつきあいをしていますか。(○は1つ)

近所とのつきあいについて、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が最も高く36.4%で、次いで「会えば、立ち話をする程度」(25.4%)、「お茶を飲んだり助け合ったりなど、家の中まで行き来する、家族同様のつきあい」(15.4%)となっています。

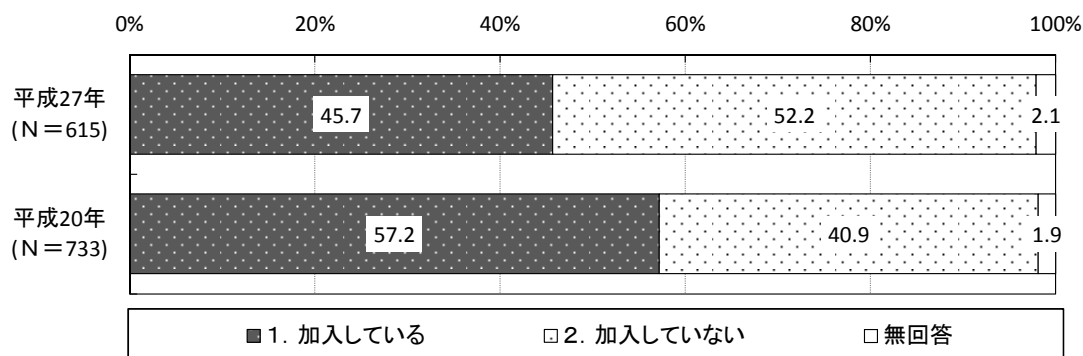
年代が高くなるにつれ、「お茶を飲んだり助け合ったりなど、家の中まで行き来する、家族同様のつきあい」の割合が高く、20代～40代などは「顔を合わせれば、あいさつする程度」が高くなっています。



問5 お宅では自治会に加入していますか。(○は1つ)

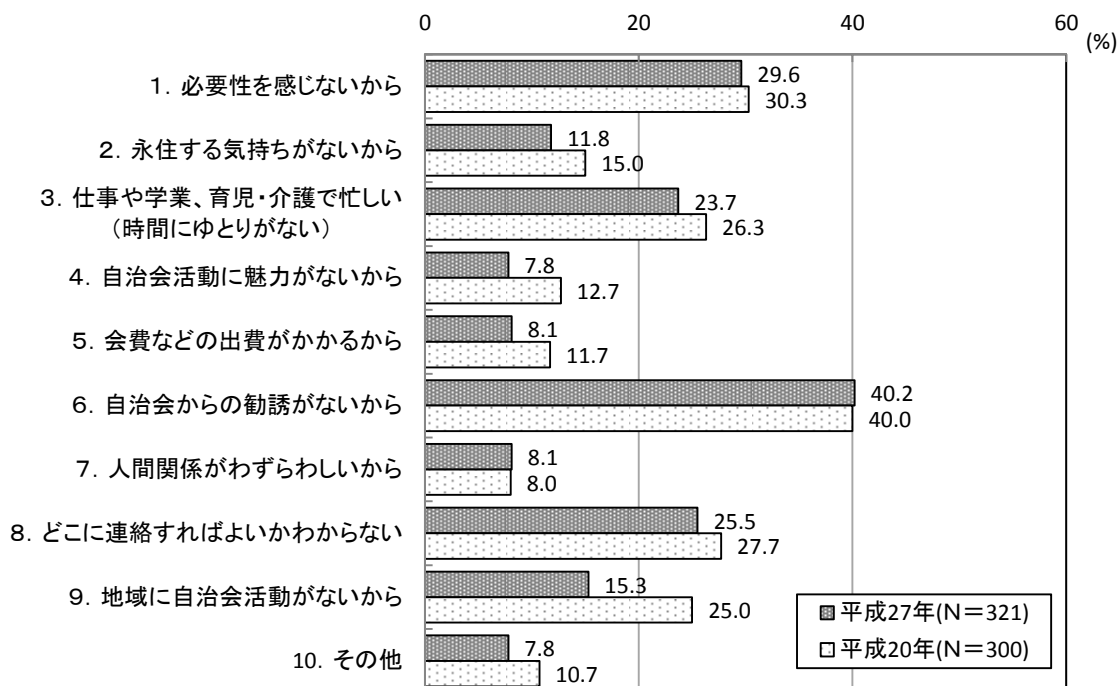
自治会へ「加入していない」が52.2%と高く、「加入している」が45.7%となっています。
「加入している」割合は、平良地区が最も低くなっています。

居住年数をみると、居住年数が長いほど「加入している」割合が高くなっています。



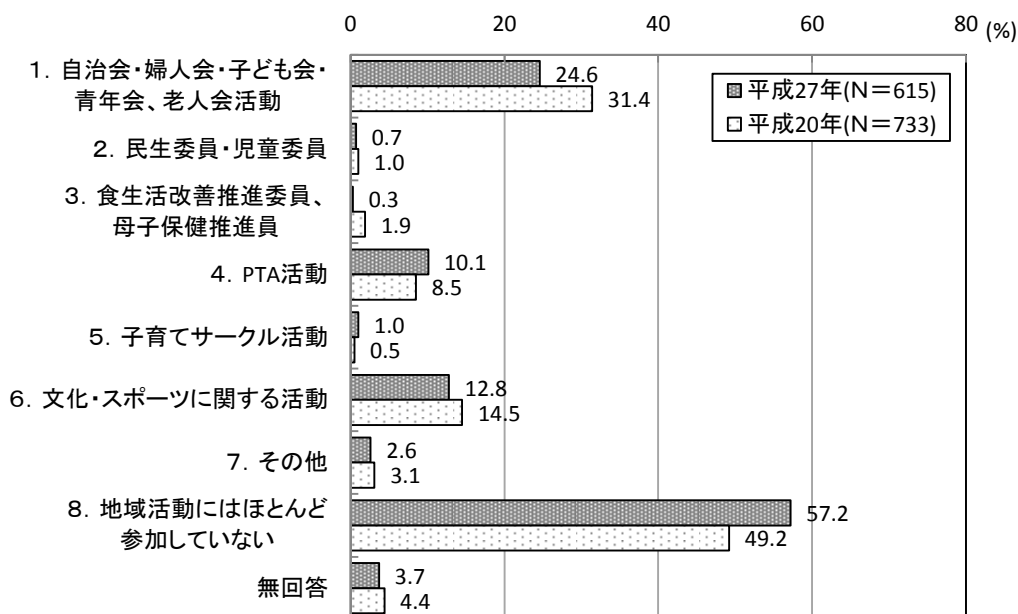
問5-1 自治会へ加入していない主な理由は何ですか。(○は3つまで)

自治会へ加入していない主な理由は、「6. 自治会からの勧誘がないから」が40.2%と最も高く、次いで「1. 必要性を感じないから」(29.6%)、「8. どこに連絡すればよいかわからない」(25.5%)、「3. 仕事や学業、育児・介護で忙しい(時間にゆとりがない)」(23.7%)などとなっています。



問6 あなたはどのような地域活動に参加していますか。(〇はいくつでも)

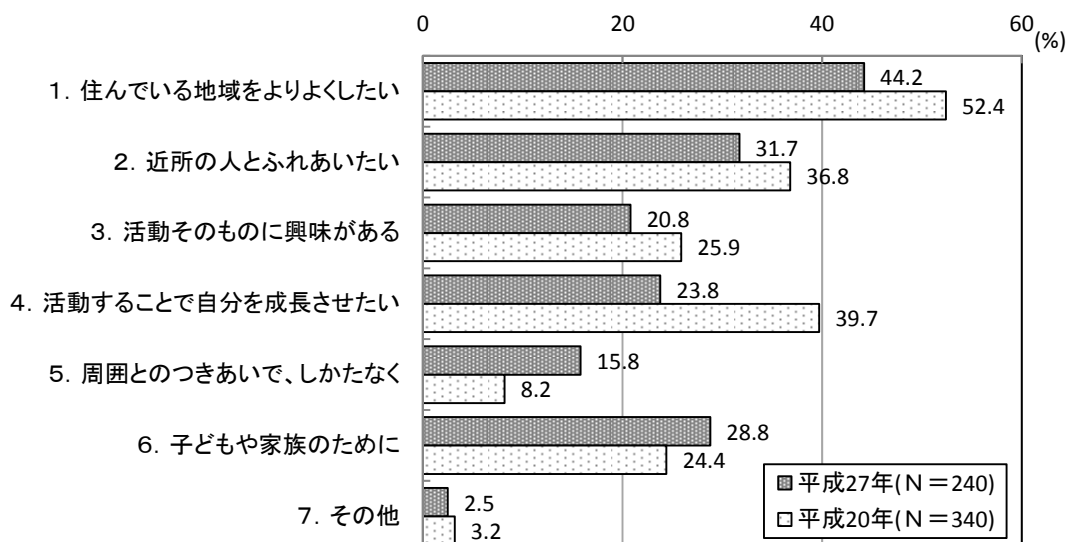
参加している地域の活動として、「8. 地域活動にはほとんど参加していない」が 57.2%と最も高く、次いで「1. 自治会・婦人会・子ども会・青年会、老人会活動」(24.6%)、「6. 文化・スポーツに関する活動」(12.8%)、「4. PTA活動」(10.1%) などとなっています。



問6-1 地域活動に参加している理由 (〇はいくつでも)

※問6で活動していると回答した方への質問

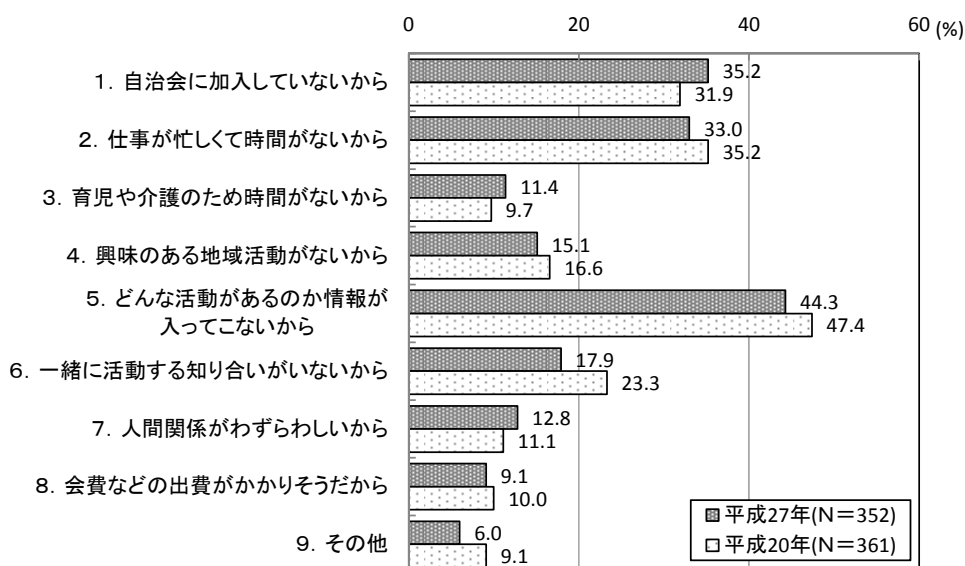
活動への参加理由は、「1. 住んでいる地域をよりよくしたい」が 44.2%と最も高く、次いで「2. 近所の人とふれあいたい」(31.7%)、「6. 子どもや家族のために」(28.8%)、「4. 活動することで自分を成長させたい」(23.8%)、「3. 活動そのものに興味がある」(20.8%)などの順となっています。



問6-2 地域活動に参加していない理由（○はいくつでも）

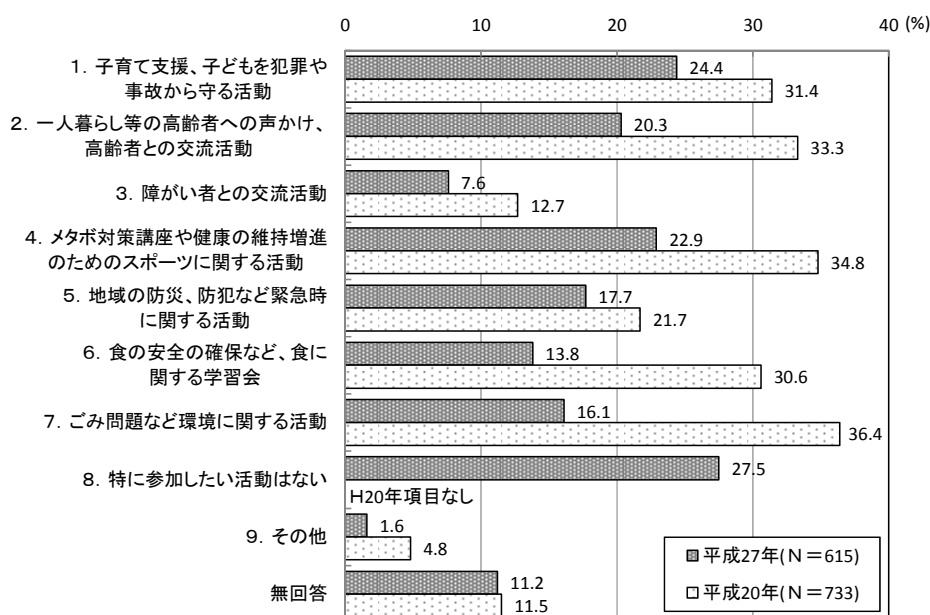
※問6で地域活動にほとんど参加していないと回答した方への質問

参加していない理由は、「5. どんな活動があるのか情報が入ってこないから」が44.3%と最も高く、次いで「1. 自治会に加入していないから」(35.2%)、「2. 仕事が忙しくて時間がないから」(33.0%)、「6. 一緒に活動する知り合いがいないから」(17.9%)、「4. 興味のある地域活動がないから」(15.1%)などがあげられています。



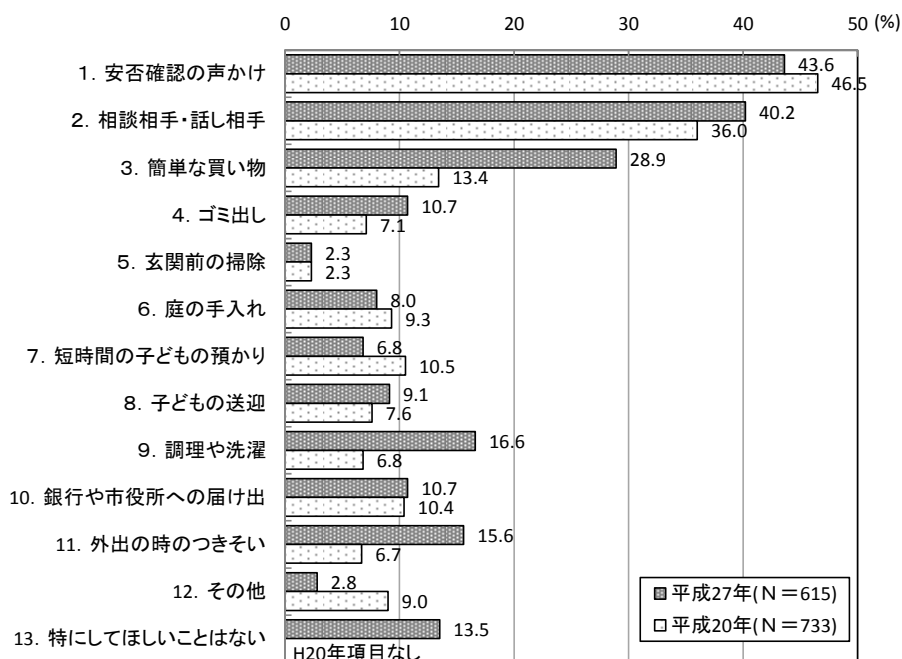
問6-3 今後どのような活動に参加してみたいか（○は3つまで）

今後参加してみたい活動として、「8. 特に参加したい活動はない」が27.5%と最も高く、次いで「1. 子育て支援、子どもを犯罪や事故から守る活動」(24.4%)、「4. メタボ対策講座や健康の維持増進のためのスポーツに関する活動」(22.9%)、「2. 一人暮らし等の高齢者への声かけ、高齢者との交流活動」(20.3%)などが上位を占めています。



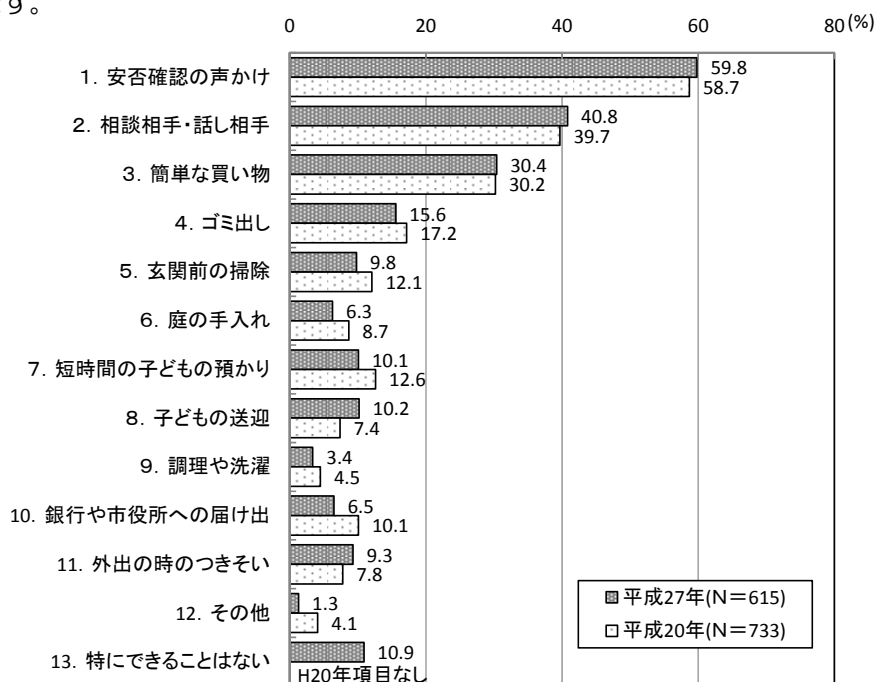
問7 もしも日常生活が不自由になったとき、地域で何をして欲しいか (○は3つまで)

日常生活が不自由になったとき、地域で何をして欲しいかについては、「1. 安否確認の声かけ」が43.6%と最も高く、次いで「2. 相談相手・話し相手」(40.2%)、「3. 簡単な買い物」(28.9%)、「9. 調理や洗濯」(16.6%)、「11. 外出の時のつきそい」(15.6%)などがあげられています。



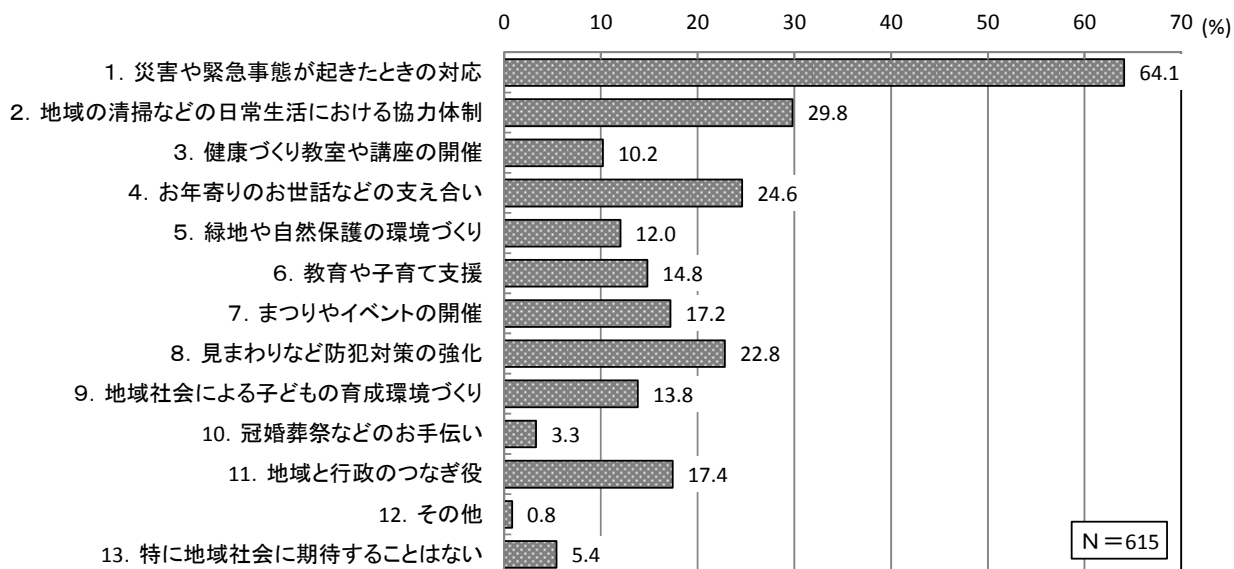
問8 地域で困っている世帯があったら、あなたのできることは何か (○は3つまで)

日常生活に困っている世帯などに対してできることは、「1. 安否確認の声かけ」が59.8%と最も高く、次いで「2. 相談相手・話し相手」(40.8%)、「3. 簡単な買い物」(30.4%)などとなっています。



問9 地域社会（自治会）の役割として特に期待すること（○は3つまで）

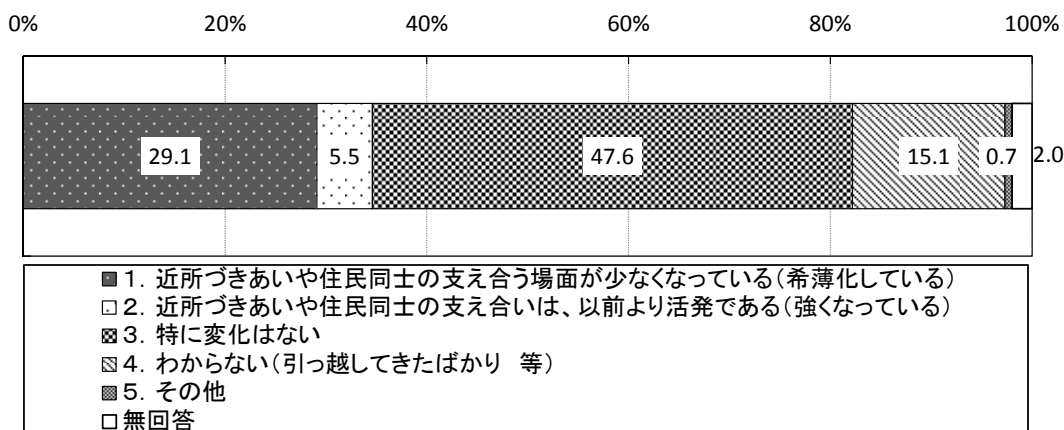
地域社会（自治会）へ期待する役割は、「1. 災害や緊急事態が起きたときの対応」が64.1%と最も高く、次いで「2. 地域の清掃などの日常生活における協力体制」（29.8%）、「4. お年寄りのお世話などの支え合い」（24.6%）、「8. 見まわりなど防犯対策の強化」（22.8%）などとなっています。「13. 特に地域社会に期待することはない」は5.4%にとどまっています。



問10 あなたの地域での、住民同士の支え合いの変化について（○は1つ）

住民同士の支え合いの変化については、「3. 特に変化はない」が47.6%で、「1. 近所づきあいや住民同士の支え合う場面が少なくなっている（希薄化している）」（29.1%）、「4. わからない（引っ越してきたばかり 等）」（15.1%）などとなっています。

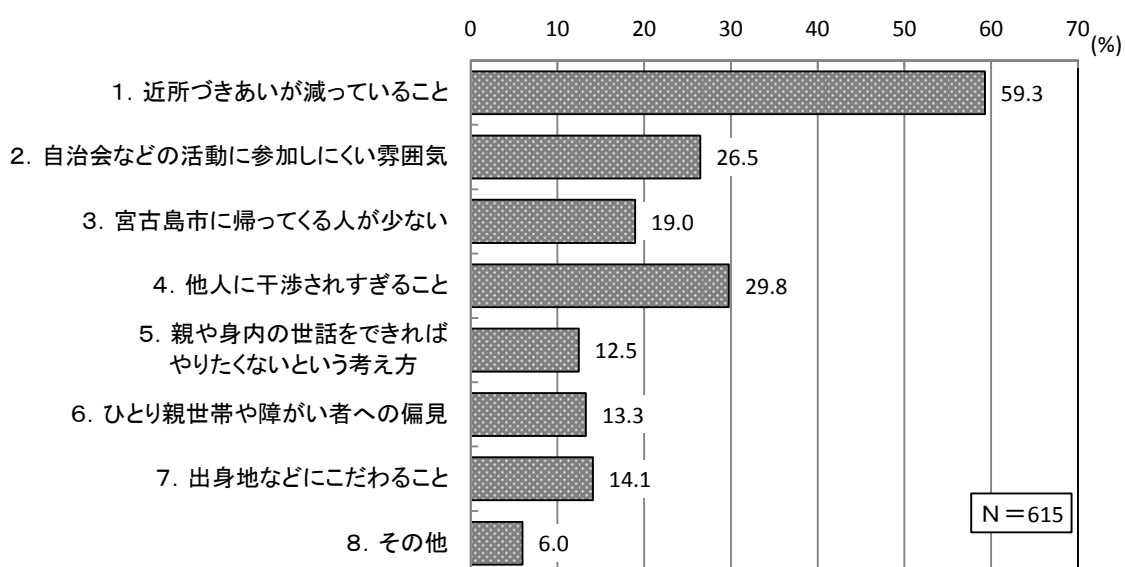
居住年数別にみると、居住年数が20年以上の回答者の約4割が（41.4%）、「1. 近所づきあいや住民同士の支え合う場面が少なくなっている（希薄化している）」と感じている割合が高くなっています。



問 11 住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となること (○は3つまで)

住みよい地域社会を実現していくうえで問題と思うことは、「1. 近所づきあいが減っていること」が 59.3%で、「4. 他人に干渉されすぎること」(29.8%)、「2. 自治会などの活動に参加しにくい雰囲気」(26.5%)、「3. 宮古島市に帰ってくる人が少ない」(19.0%) などとなっています。

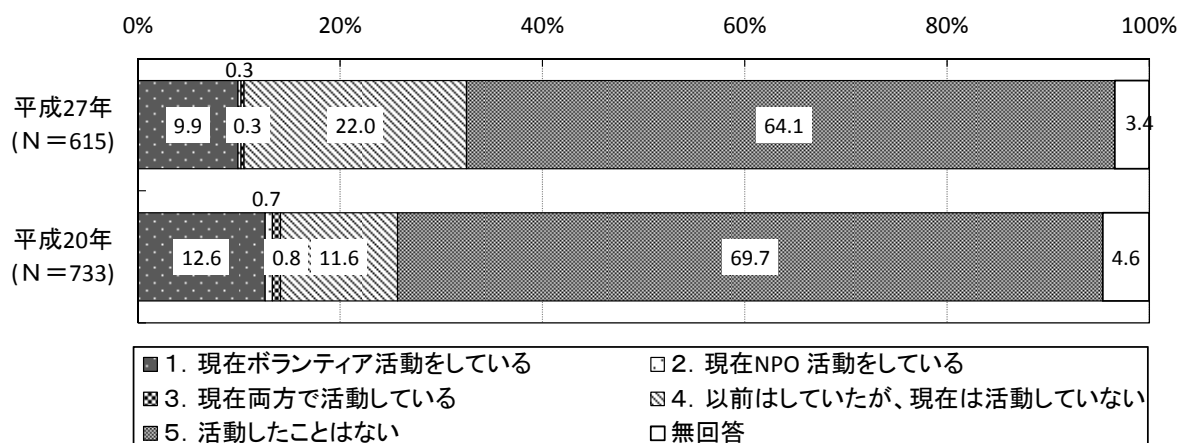
地区別にみると、人口減少の著しい城辺地区と伊良部地区で「3. 宮古島市に帰ってくる人が少ない」が他の地区よりも回答の割合が高くなっています。



③福祉意識について

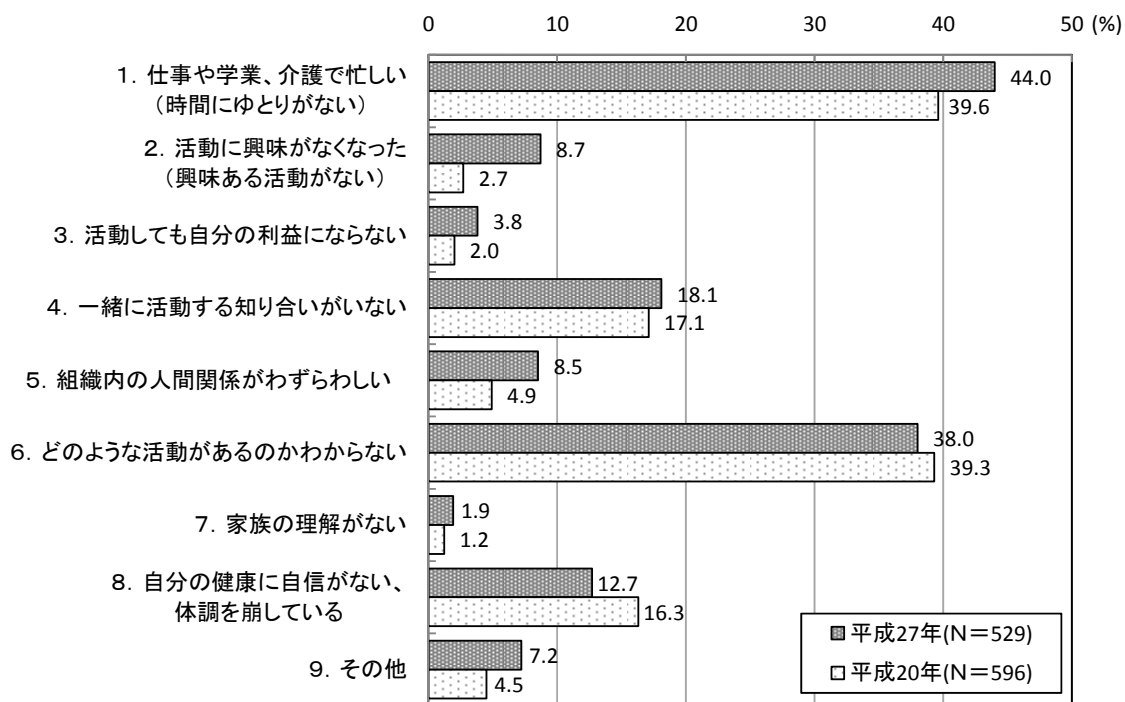
問 12 ボランティアや NPO での活動経験の有無 (○は1つ)

ボランティア活動について、「5. 活動したことはない」が 64.1%で、「4. 以前はしていたが、現在は活動していない」(22.0%) などとなっています。



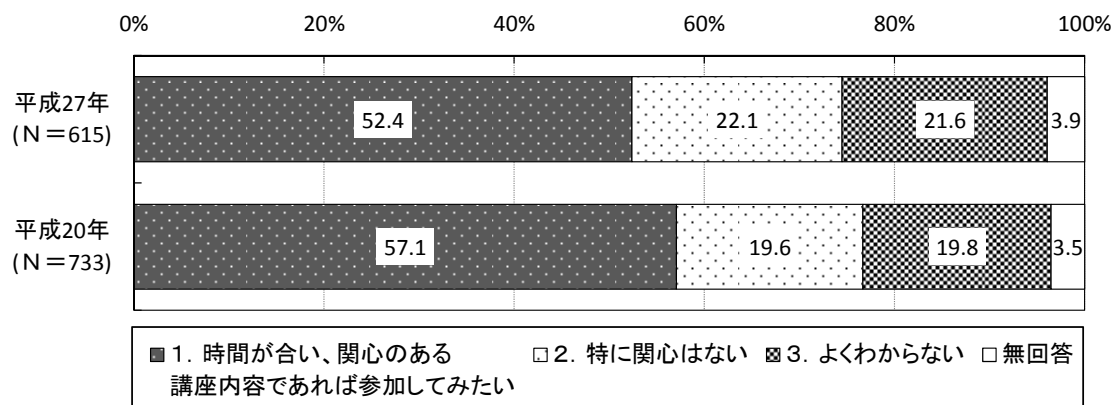
問 12-2 現在活動をしていない理由 (○はいくつでも)

活動をしていない理由として、「1. 仕事や学業、介護で忙しい(時間にゆとりがない)」が44.0%で最も高く、次いで、「6. どのような活動があるのかわからない」(38.0%)、「4. 一緒に活動する知り合いがいない」(18.1%) などとなっています。



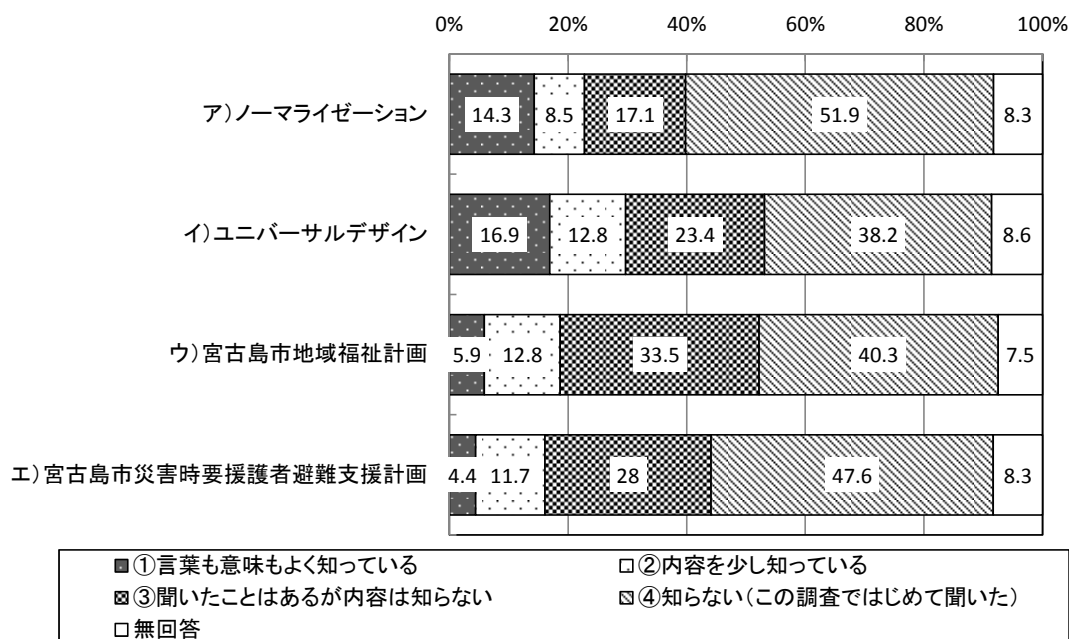
問 13 地域で福祉に関する講習会や研修会等へ参加してみたいと思いますか。(○は1つ)

講習会や研修会への参加意向についてみると、「1. 時間が合い、関心のある講座内容であれば参加してみたい」が52.4%と最も高く、「2. 特に関心はない」(22.1%)、「3. よくわからない」(21.6%) となっています。



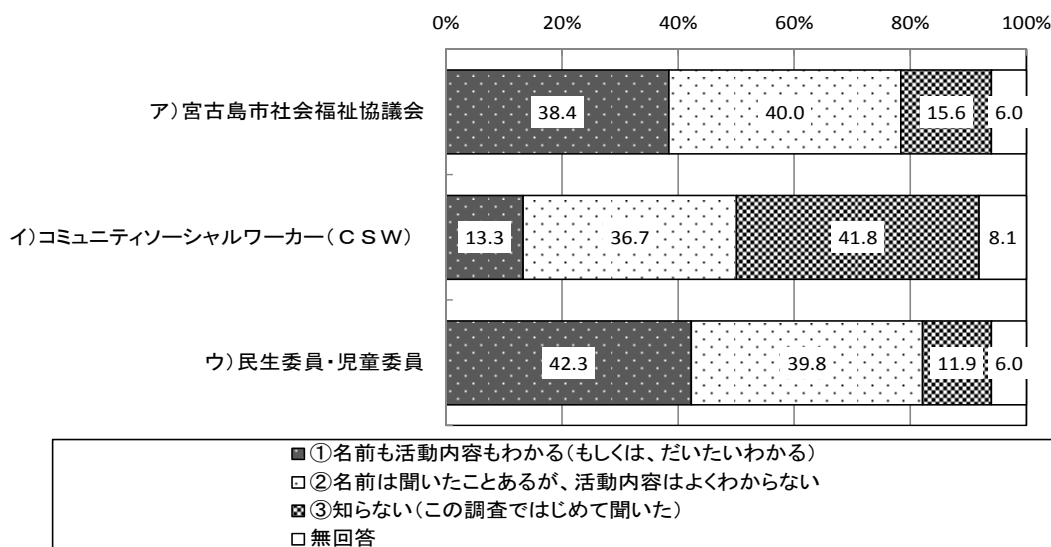
問 14 福祉に関する言葉や宮古島市の計画の認知度について（○は1つ）

「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」について、2割～3割の回答者に認知されてきている様子がうかがえます。一方、「知らない（この調査ではじめて聞いた）」とする割合も高くなっています。宮古島市の計画、「宮古島市地域福祉計画」と「宮古島市災害時要援護者避難支援計画」をよく知っているとは回答している割合は1割に満たない状況となっています。



問 15 次の組織・団体等の認知度について（○は1つ）

「名前も活動内容もわかる」と回答している割合をみると、「ウ）民生委員・児童委員」の認知度が高く 42.3%となっています。次いで「ア）宮古島市社会福祉協議会」（38.4%）、「イ）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（13.3%）となっています。それぞれの組織、団体について「名前は聞いたことあるが、活動内容はよくわからない」と回答する割合も約4割ずつとなっています。

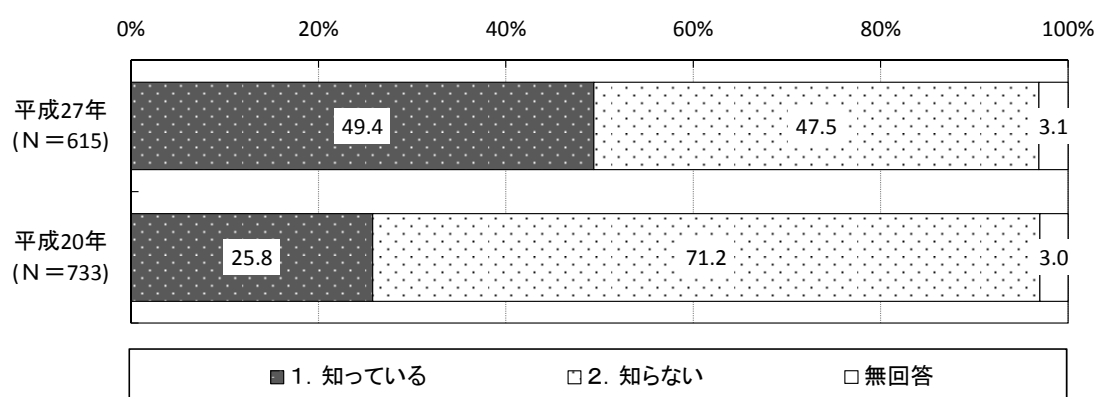


④安心・安全な暮らしについて

問 16 あなたは災害時の避難場所を知っていますか。(○は1つ)

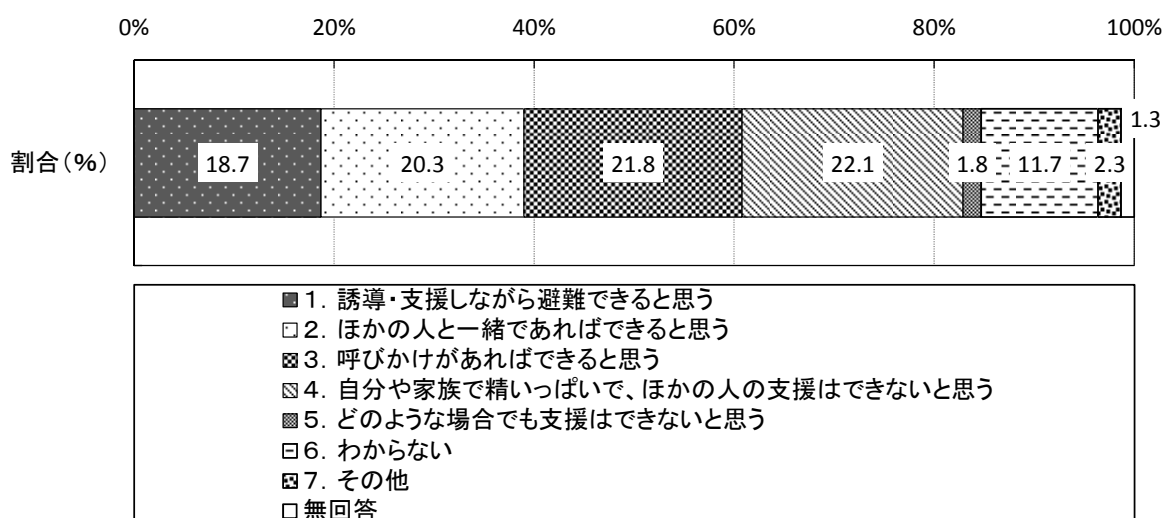
避難場所を知っているかについて、「知っている」が49.4%、一方「知らない」は47.5%、となっています。前回調査と比較すると、知っている割合が高くなっています。

また、地区別でみると、平良地区と城辺地区で「知らない」と回答する割合が「知っている」を上回っており、5年未満の居住年数が浅い回答者についても「知らない」と回答する割合が高くなっています。



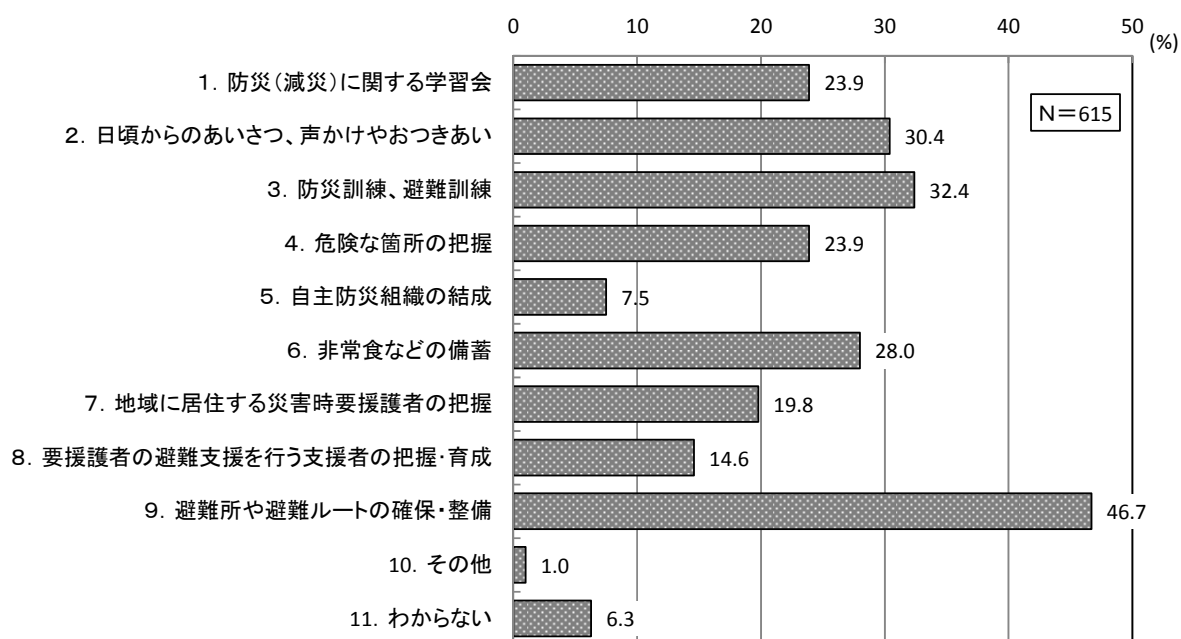
問 18 在宅時に災害が発生した場合、近所の高齢者や障がいのある方などを誘導・支援しながら避難できると思いますか。(○は1つ)

災害時の高齢者や障がい者の避難支援について、「4. 自分や家族で精いっぱい、ほかの人の支援はできないと思う」が22.1%と最も高くなっています。次いで「3. 呼びかけがあればできると思う」(21.8%)、「2. ほかの人と一緒にあればできると思う」(20.3%)、「1. 誘導・支援しながら避難できると思う」(18.7%)となっています。



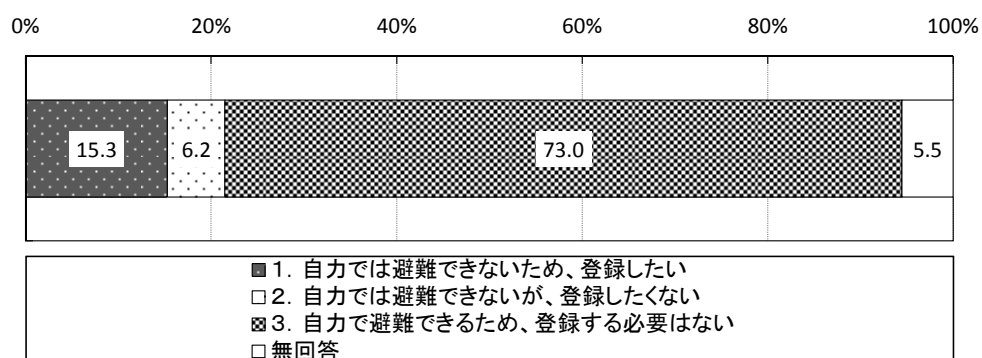
問 19 災害に備えるために、あなたの地域で早急に必要だと思うことについて(○は3つまで)

災害時の備えとして早急に必要だと思うことは、「9. 避難所や避難ルートの確保・整備」が46.7%と最も高くなっています。次いで「3. 防災訓練、避難訓練」(32.4%)、「2. 日頃からのあいさつ、声かけやおつきあい」(30.4%)、「6. 非常食などの備蓄」(28.0%)、「1. 防災(減災)に関する学習会」(23.9%)、「4. 危険な箇所の把握」(23.9%)、となっています。



問 20 災害時要援護者の制度に登録したいと思いますか。(○は1つ)

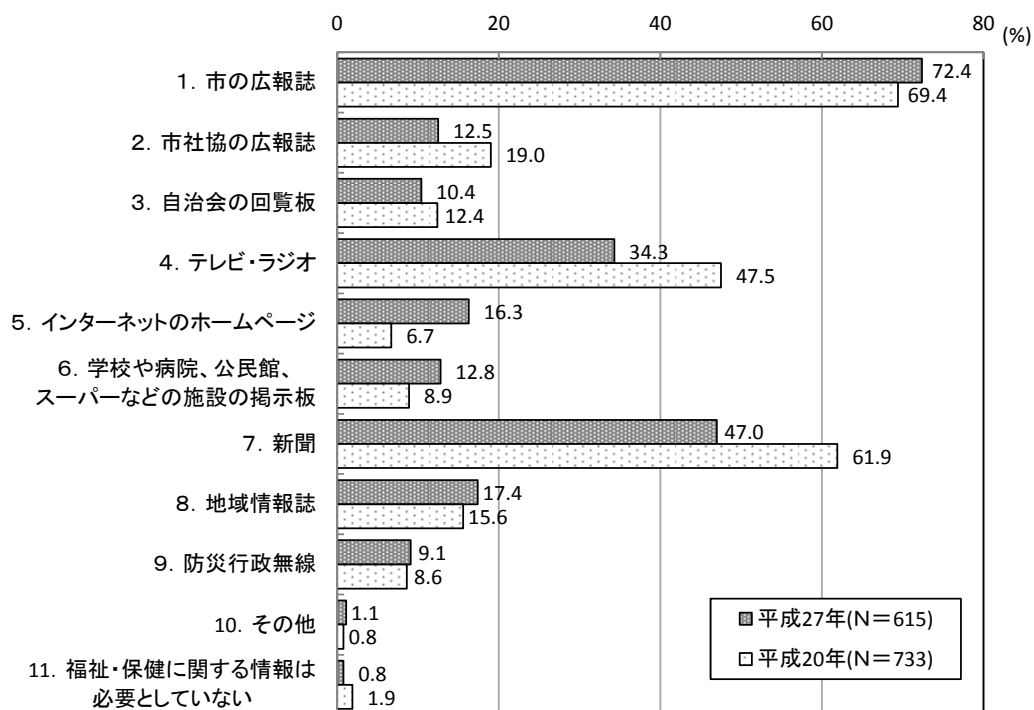
災害時要援護者の登録について、「自力で避難できるため、登録する必要はない」が73.0%と最も高くなっています。次いで「自力では避難できないため、登録したい」(15.3%)、「自力では避難できないが、登録したくない」(6.2%)となっています。



⑤地域福祉等に関する情報や行政に期待することについて

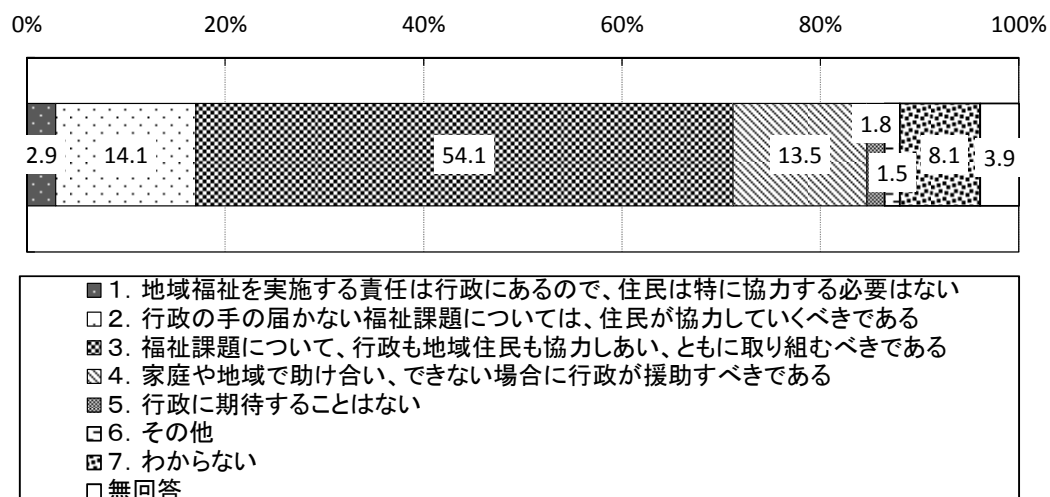
問 21 市の福祉・保健に関する情報をどのようにして入手したいか (○は3つまで)

情報の入手について、「1. 市の広報誌」が72.4%と最も高くなっています。次いで「7. 新聞」(47.0%)、「4. テレビ・ラジオ」(34.3%)となっています。



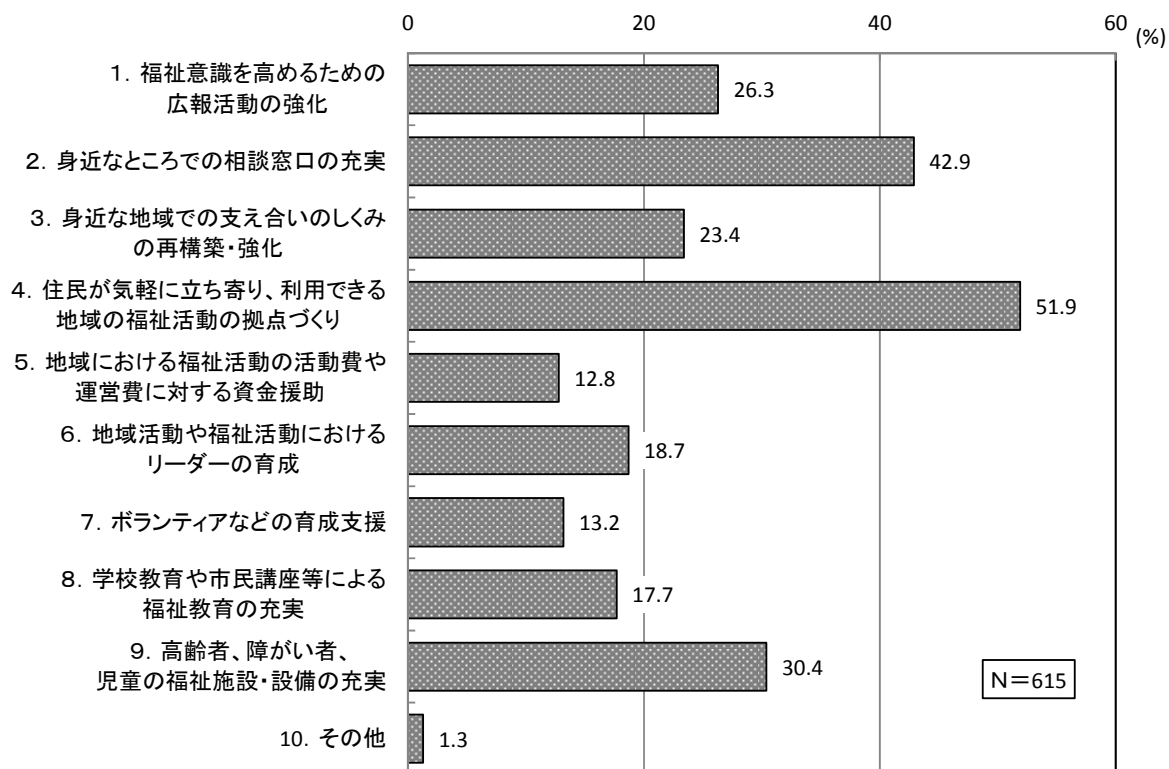
問 22 地域福祉サービスを充実させていくため地域住民と行政の関係について、あなたの考えに近いのは以下のどれですか。(○は1つ)

地域住民と行政の関係について、「3. 福祉課題について、行政も地域住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が54.1%と最も高くなっています。次いで「2. 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力していくべきである」(14.1%)、「4. 家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」(13.5%)となっています。



問 23 地域福祉を推進するために優先的に取り組むことについて（○は3つまで）

優先的に取り組むべき施策については、「4. 住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が51.9%と最も高くなっています。次いで「2. 身近なところでの相談窓口の充実」（42.9%）、「9. 高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」（30.4%）、「1. 福祉意識を高めるための広報活動の強化」（26.3%）、「3. 身近な地域での支え合いのしくみの再構築・強化」（23.4%）となっています。



3. 中高校生二ーズの把握

(1) 中高校生アンケートの調査概要

○対象：市内中高校生

○調査期間：平成 27 年6月 24 日～7 月 3 日

○調査方法：各中学校、高等学校の協力による配布・回収

○回収状況

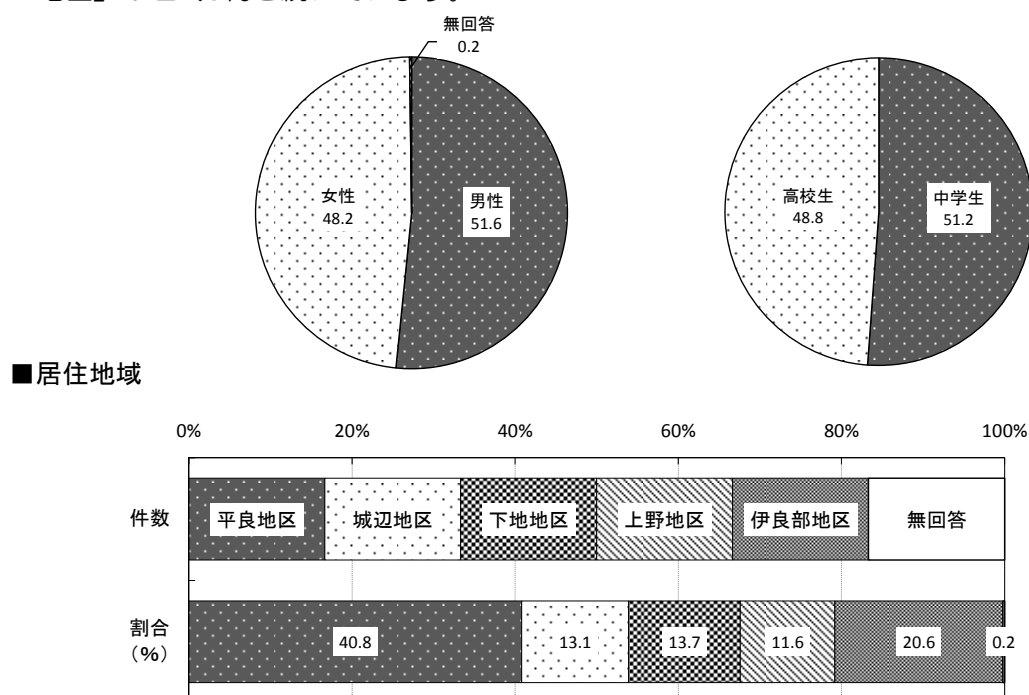
配布数	有効回収数	有効回収率
770	510	66.2%

- ・表・グラフに付加されている「n」は質問に対する回答者数を表しています。
- ・結果数値(%)は、少数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が 100%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が 100%を超えています。
- ・質問内容や表・グラフ中で、選択肢の文章が長いものは省略して載せている場合があります。

(2) 中高校生アンケート調査の結果

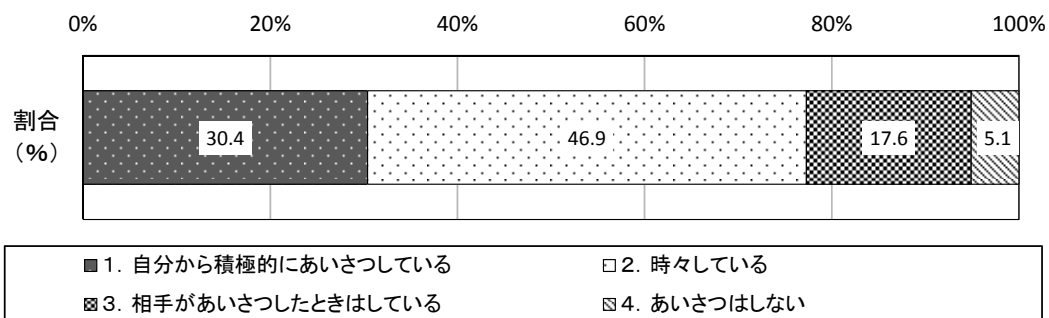
○回答者の概要

- ・調査回答者の性別は「男性（男子生徒）」が 51.6%、「女性（女子生徒）」が 48.2%と概ね半数ずつの割合となっています。
- ・回答者は中学生が 51.2%、高校生が 48.8%となっています。
- ・居住地域についてみると、「1. 平良地区」が 40.8%と最も多く、次いで「2. 伊良部地区」が 20.6%と続いています。



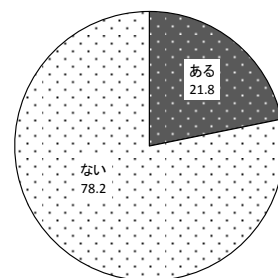
問4 あなたは、近所の人にあいさつをしていますか。（○は1つ）

近所の人との挨拶については、「2. 時々している」が 46.9%と最も多く、次いで「1. 自分から積極的にあいさつしている」が 30.4%、「3. 相手があいさつしたときはしている」が 17.6%となっています。「4. あいさつはしない」は 5.1%となっています。



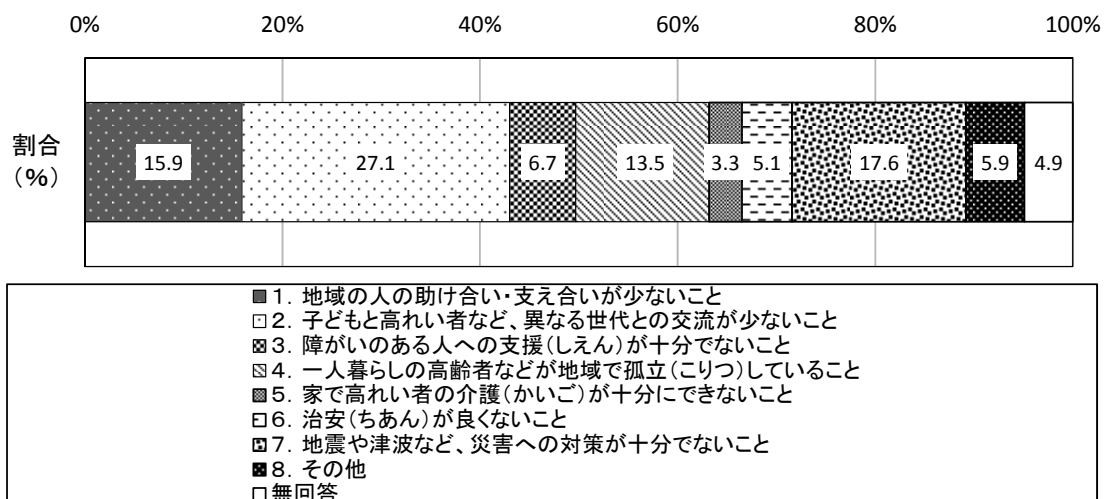
問5 これまでに近所の人に助けられたことや近所の人のおかげだと思ったことはありますか（○は1つ）

近所の人に助けられた経験などについては、約8割（78.2%）は「ない」と回答しています。一方、「ある」と回答している割合は 21.8%となっています。



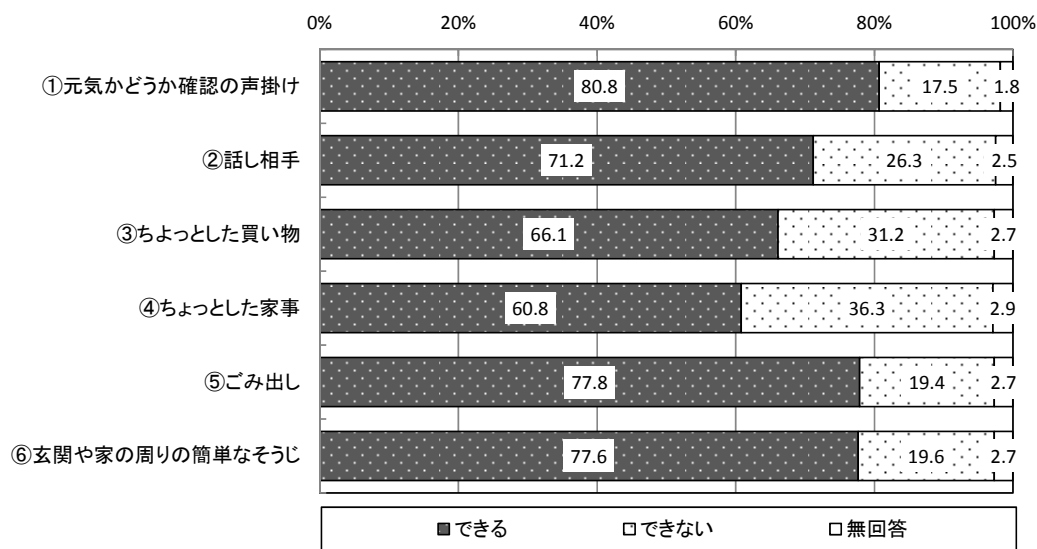
問6 宮古島の福祉について、どのような課題や問題があると感じていますか。（○は1つ）

宮古島の福祉課題については、「2. 子どもと高齢い者など、異なる世代との交流が少ないこと」が 27.1%と最も高く、次いで「7. 地震や津波など、災害への対策が十分でないこと」が 17.6%、「1. 地域の人助け合い・支え合いが少ないこと」が 15.9%、「4. 一人暮らしの高齢者などが地域で孤立（こりつ）していること」が 13.5%などの順であげられています。



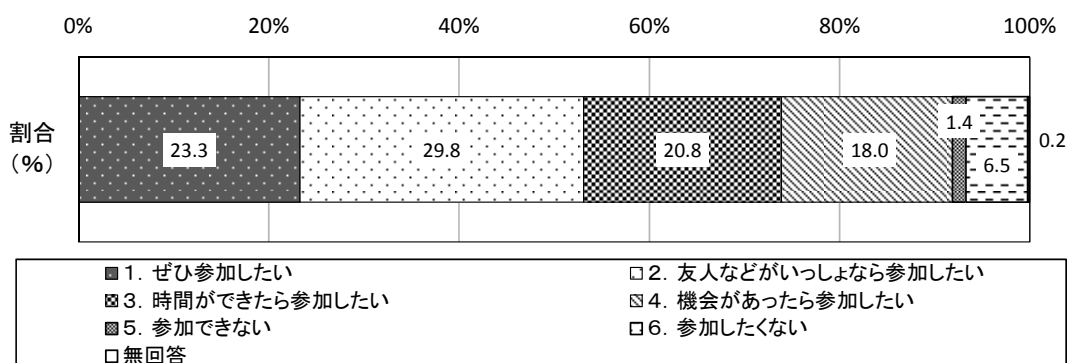
問7 地域で困っている障がい者や一人暮らしの高齢者にあなたが手助けできること (〇は1つ)

地域で困っている人への手助けについては、すべての項目で「できる」の割合が「できない」を上回っています。特に、「①元気かどうか確認の声掛け」ができると回答する割合が高く80.8%でした。次いで「⑤ごみ出し」(77.8%)、「⑥玄関や家の周りの簡単なそうじ」(77.6%)、「②話し相手」(71.2%)についてもそれぞれ7割台と高い割合を占めています。「④ちょっとした家事」は低い割合でしたが、それでも約6割(60.8%)の回答者が「できる」と回答しています。



問8 あなたは、今後ボランティア活動に参加したいと思いますか。(〇は1つ)

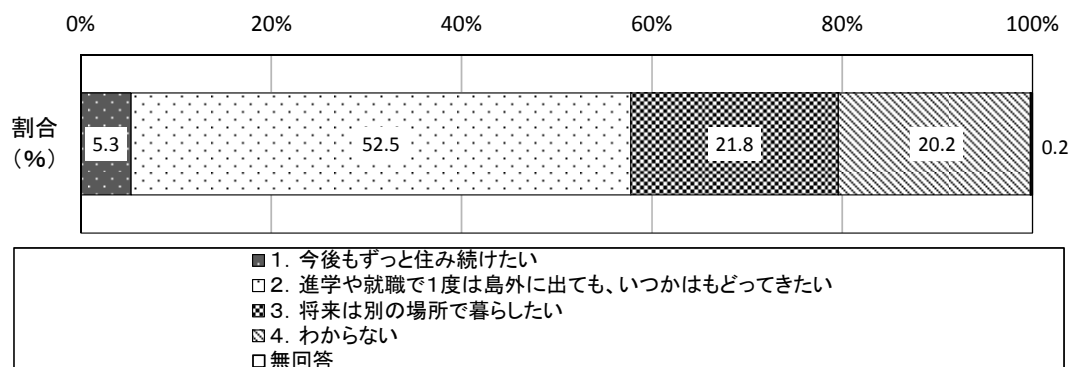
ボランティアへの参加意向については、「2. 友人などがいっしょなら参加したい」が29.8%と最も高く、次いで「1. ぜひ参加したい」が23.3%、「3. 時間ができたら参加したい」が20.8%、「4. 機会があったら参加したい」(18.0%)と続いています。これら約9割(91.9%)の回答者は、一緒に参加する友人や、時間・機会があれば参加したいと考えています。一方、参加意向のない回答(「5. 参加できない」1.4%+「6. 参加したくない」6.5%)は、7.9%となっています。



問9 あなたは、大人になっても宮古島市に住みたいですか。(○は1つ)

将来の居住意向について、「2. 進学や就職で1度は島外に出て、いつかはもどってきたい」が52.5%と最も高く、次いで「3. 将来は別の場所で暮らしたい」が21.8%、「4. わからない」が20.2%、「1. 今後もずっと住み続けたい」が5.3%となっています。

約6割の回答者が『大人になっても宮古島市に住みたい』（「2. いつかはもどってきたい」52.5%+「1. ずっと住み続けたい」5.3%）と考えています。



4. 関係機関へのヒアリング

(1) 調査の目的

第2次宮古島市地域福祉計画の策定にあたり、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援等の各分野で活動を展開されている方々のご意見をうかがい、地域福祉の課題を把握するために実施しました。

(2) 調査の概要

- 調査対象：社会福祉協議会（支所）、地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て支援センター、民生委員児童委員（第二民協）
- 調査期間：平成27年9月／10月6日、7日
- 調査方法：自由記述の質問票の配布・回収、回収後聞き取り
※子育て支援センター、第二民協は質問票の配布・回収

(3) ヒアリングの結果

1) 宮古島市社会福祉協議会（支所）

①地域の福祉課題、住民ニーズの把握（相談の流れ）について	・民生委員からの情報提供が多い。自治会など地域組織の活動を通して情報提供があるが、地域によって差がある。 ・ヘルパーなどから情報提供もある。 ・直接電話相談、来所相談などもある。
②業務で取り扱う主な分野・事案について	・高齢者の問題、障がい者の問題、経済面・生活困窮に関連する相談、地域活動への支援等と多岐にわたっているが、子育て関連については比較的少ない。 ・地域活動への支援（サロンなど）については、高齢者サロンなどが展開されている。地区によって公民館や個人宅など開催場所やサロン数は異なるが、設置支援や運営支援を行っている。地域活動の担い手確保が課題となっている。
③小地域ネットワークについて	・小地域ネットワークの実施地域は少ないが、地域活動や昔からの地域づきあいがあり、近隣住民が自然なかたちで相互に見守っている地域もある。しかし十分な見守りや支え合いを行うには小地域ネットワークが必要である。
④小地域ネットワークづくりで強化が必要な主な取り組み	・小地域ネットワークづくりについて、地域住民の理解促進や意識づくり、人材育成・確保、地域資源の掘り起こしが必要である。 ・小地域ネットワークづくりをすすめるため、支援を行うCSWの確保が求められる。 ・地域包括支援センターで実施しているボランティア育成講座（通い

	型・訪問型)の受講を促進し、人材育成につなげていく必要がある。 ・社協の機関紙等を通じて、小地域ネットワーク活動のPRを進めていく必要がある。
⑤災害時の高齢者や障がい者などの避難支援に必要な取り組みと地域の支援者の確保方策について	・平時からの災害時の要援護者の把握が必要。高齢者や障がい者については各担当課と防災担当、地域の自治会等との意思疎通のもと、避難のためのシミュレーションや避難経路の整理などが出来ると良い。 ・住民参加の福祉活動（見守り活動、サロン活動等）の支援が必要。 ・緊急通報体制の整備（ネットワークの形成）が必要。
⑥宮古島市地域福祉計画へ期待すること、提案したいこと	・地域の皆さんが安心して暮らしていくために、福祉行政と関係団体との連携がこれまで以上にうまく機能する計画であることと、宮古島市民へ広く周知されることを期待する。 ・社協や地域の人材育成が必要。人が入れば、もっと支援が行えると考ええる。そういう意味からも小地域ネットワークの構築が必要。 ・CSWの確保と充実（現在の1人体制では市全体の相談支援のニーズには全く対応できない）。 ・食糧等の緊急支援を行う「フードバンク事業」（具体的な計画はないが、法外援護をしている中で、その必要性を感じる）。 ・市街地の各地に公民館、集会所等の設置。 ・学校の空き教室をサロン活動の場として提供。 ・世代間交流の充実（高齢者と保育所との交流、保護者や祖父母による子ども達への読み聞かせ等を行っているが、それを充実していく）。 ・計画策定や推進にあたっては、地域を熟知する自治会や民生委員等の地域の声を反映させてほしい。

2) 地域包括支援センター

①地域のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯での困りごとについて	・自分の身体機能の低下や持病への不安、病気など健康面に関すること、役所などから送付される郵便物への判断、役所などの手続きの煩雑さなどが困りごととしてあげられる。 ・通院や買い物時の交通手段の確保や預貯金の出し入れなど。 ・台風などの防災対策と安否確認、片づけ支援。
②第三者的に包括からみた、高齢者の地域での支えあいの現状と課題について	・近所づきあいや支え合いの状況は地域によってさまざまである。 ・市街地よりも市街地近郊で支え合いはできている。市街地は集合住宅が増え、気軽に行き来ができない状況にある。 <地域の支えあい活動のかかわりについて> ・包括支援センターとして地域の高齢者の困りごとを解決するために、日々包括支援センターのPRを行っているが、周知不足を感じる。 ・高齢者の実態調査を行い、マップをつくる予定である。また、地域資源の掘り起しも行う必要がある。 ・サロンの（通いの場）の立ち上げ（リーダーになってくれる人を見つけ出すことに苦労している。）ある地域ではリーダーを中心に進めて

	おり、40代と若い世代の担い手も参加しているなど、次世代のリーダー育成も同時に行っている。地域住民をどのように巻き込んでいくか課題である。
③地域包括ケアシステムの構築に向けた主な課題	・地域の困りごとをダイレクトに吸い上げ、解決していくネットワークが不十分。 ・地域で支え合う意義の自覚と意識づけ、リーダーの育成と地域の連帯感が必要と考える。 ・地域の力の活用と眠っている地域力の掘り起こしが不十分。
④地域包括ケアシステムの構築にあたり特に強化すべきものの	・一番不十分なのは、高齢者自身が地域包括ケアシステムの内容を知らずに、関係専門機関のみで協議されていること。住民も巻き込んだ整備が必要なのではないか。 ・介護予防生活支援の強化が必要。 ・入院生活から地域に戻る際の在宅支援や医療・介護の連携が不十分。
⑤業務を通して関わりのある地域の組織や団体	・自治会や民生委員・児童委員、CSWなど、関わりのある組織は多岐にわたる。将来、地域包括ケアシステムの実現にむけ、教育委員会との連携も考える必要がある。
⑥災害時に、支援が必要な高齢者の避難支援が確実に行われるための必要な取り組み	・防災計画や避難等に必要な情報の周知、平時からの災害弱者の把握と支え合いの体制づくりが必要。 ・防災計画を広く市民に理解してもらうための啓発。具体的な避難方法、ルート等の周知が必要。その為に避難訓練の実施も必要。その時に高齢者、障害者等災害時要援護者も確認できると思う。 ・支援者は、昔は隣組で行っていたと思う。確保というより隣組で支えあう体制づくりが出来ればおのずと支援者となりうると思う。佐良浜、伊良部などではまだ残っているので、活用できないか。 ・地域住民が、自分の地域に住んでいる災害弱者を知る取り組みが必要だと思う。誰がどのように取り組んでいくか地域診断と地域ごとの住民の話し合いが必要だと思う。
⑦住民ニーズの把握、センターへの相談の流れについて	・ケアマネージャーや行政、民生委員、社協からのつながが多い。実態把握を進めているが、自ら声を出すことのできない高齢者の掘り起こしが必要である。
⑧宮古島市地域福祉計画へ期待すること、提案したいこと	・住民が主役になれる活動を、しがらみなく住民のために作っていける物にしてほしい。 ・災害時などの体制づくり、災害弱者の把握、避難所の明記。

3) 相談支援事業所

①地域の障がい者（児）その家族の困りごとについて	・経済的困窮、一人暮らしの障がい者、当事者の他に寝たきりの家族がいるなど、当事者を支える家庭的な基盤が弱い。 ・障害者自立支援法施行以来、国策としての障害者福祉事業の大きな改革も浸透してきており、障害福祉サービスも拡充されてきたが、地域住民の障がい者に対する偏見は未だに存在している。 ・家族（両親等）の高齢化。 ・未就学児の関わりで保護者との関係づくりが難しい。
②第三者的に包括からみた、障がい者の地域での支えあいの現状と課題について	・地域生活支援に対する宮古島市の支援の在り方について。 ・当事者のみの参加（地域行事への）を促すのではなく、支援者も同行する。当事者（精神）の多くは家族、福祉関係者といった限られた関わりの中で生活している状況。
③地域の支え合い活動などの関わりについて	・地域住民が互いに支え合う活動については今ひとつ明確に見えない。どのような団体がどのようなことを何時頃実施しているのかよく解らない。多くの団体がそれぞれ色々な活動をしていると思われるが、その状況がみえないということは、各団体の横のつながりがなく、情報提供や収集の機会が無いことが原因かと思う。 ・地区などで行われる行事などへの参加により相互理解が進んでいる地域もある。 ・関係者で構成される伊良部障がい者連絡会があるが、ここに地域住民が入れば、地域との接点を持てるのではないかと考える。 ・これまでは近隣とのトラブルなどで住民の話し合いの場や、小地域ネットワーク会議などに出向くのが主。その際、障がいへの理解を強調しただけでは、住民の協力を得るのは困難。何かあった時は駆けつける人がおり、当事者も受診・服薬や日中活動にも参加して回復に努めている姿、その中で多くの支援者が関わっていることを知ってもらうことが、住民の安心、信頼につながる。
④災害時に、支援が必要な障がい者の避難支援が確実に行われるために、必要な取り組みについて	・社会資源マップの作成が必要。 ・地域の方に、支援者等がいて障がいのある人達と、関わりを持っていることを常に伝える。 ・障がい者等は避難場所等の行政情報をキャッチできない事が多く、地域に住む障がい者の把握と避難支援の体制づくりが必要。福祉スタッフ、ボランティアを含めた支援ネットづくりの取り組みが必要。
⑤住民ニーズの把握、事業所への相談の流れについて	・市障がい福祉課、病院、当事者家族のつながりから来るのが主な相談ルート。（社協から相談が来るケースもある） ・相談支援や福祉サービスなどについて触れることのない当事者や家族がまだいる。常に啓発等情報発信（イベントや刊行物、機関紙（月1回））を続け、まずつながりを持つことが第一歩。
⑥宮古島市地域福祉計画へ期待すること、	・事業主体が小規模NPO法人は財政面で脆弱であり運営が厳しい。 ・小規模事業所は支援スタッフの確保が困難。

提案したいこと	・支援者の育成・確保ーボランティアや専門職の育成、社協のボランティアコーディネート機能の充実。 ・障がい者にとって住み良い街は、住民全てにとっても住み良い街。地域福祉を基軸とした街づくりで共生社会を推進する福祉計画にして欲しい。
---------	---

4) 子育て支援センター

①子育ての支援者からみて、子育て家庭（子ども・保護者）が地域で特に困っていることについて	・身近に親子で遊べる場が少ない。（屋内外） ・転勤で移住されて、地域とのつきあいもあまりない家庭などへの呼びかけが必要である。
②3者の的に支援センターからみて（客観的にみて）、子育て家庭に対する地域の支え合いの現状と課題について	・地域との交流が少ない。地域での支えは弱いように感じる。また祖母を含めたまわりの大人のほとんどが仕事を持っているため保育所等への依存度が大きく、長時間保育所で過ごす子どもも多い。
③地域の支え合い活動などの関わりについて	・情報提供（子育てに関する講座、イベント、ファミリーサポート）子育て講演、講座を開く必要がある。 ・看護師、栄養士などによる育児相談（日程前決め）を行い、心身の発達を専門・地域住民が互いに支え合う活動については今ひとつ明確に見えない。どんな団体がどんなことをどんな時期に実施しているのかよく解らない。多くの団体がそれぞれいろいろな活動をしていると思われるが、その状況がみえないことは、各団体の横のつながりがなく、情報提供や収集の機会が無いことが原因かと思う。 ・地区などで行われる行事などへの参加により相互理解が進んでいる地域もある。
④子育て家庭の地域での孤立を防止するために、どのような支援や取り組みが必要であると思うか	・民生委員・児童委員を中心とした子育て見守り隊をつくり、孤立や困りごとなどを把握し、子育て家庭と関わりの多い保健師や保育士などへ提供し、きめ細やかな対応を行う必要がある。 ・保健センター、市役所を窓口とする情報提供を行い、子育て支援センターをはじめとする子育て支援機関への利用案内も行い、マスコミなども活用して、広くPRしているが、更にネットなどで、子育てを支援する機関、施設の紹介をもっと充実させた方が良い。
⑤地域等と連携しながら子育て支援を進めていくためには、どのような機関・団体等	・民生委員・児童委員との連携を強化する必要がある。 ・いろいろな組織や団体がばらばらに活動しているように感じる。関係するすべての機関や団体のネットワークづくりが必要だと考える。 ・積極的な活動の参加を求めるためには、行事やイベントを、今、興味

とどのような連携を図っていく必要があるか	関心があることを調査しながら行う。
⑥宮古島市地域福祉計画へ期待すること、提案したいこと	・子育てにやさしい地域づくりについては国を挙げていろいろな政策や支援が行われていると思うが、子育てにやさしい環境づくり。 ・子育て支援センターは、利用者も、転勤家庭が殆どなので地域とのつながりが薄く、支え合いの必要性を感じているところで、地域にどう溶け込むか模索しているところである。支援者育成も必要性を感じる。ネットワークが確立され地域ぐるみの子育て支援ができること。それには、広く住民に浸透させることが大事かと思う。

5) 民生委員・児童委員

①高齢者やその家族を取り巻く状況	・通院、買物の不便さ、経済的な問題が課題となっている。 ・身体機能の低下、身の回りの世話、家族の負担。
②子どもや子育て等を取り巻く状況	・遊び場、公園の設置。 ・核家族化が増えてきて、地域との連携が希薄になっている。 ・いじめや不登校児の対策。 ・保護者の子育てへの無関心。
③母子家庭や父子家庭ではどのようなことが問題	・休日や祝日、夏休み等の長期休み等子どもを預ける所がなく、仕事を休まざるを得ない。特にパートや日雇い、労務の人々は大変だ。 ・保育園に入れない為、仕事につけない。
④障がいのある人やその家族を取り巻く状況	・家族が隠したが。長年、精神障がいによる通院がありながら、認定を受けない方がいる。障がい者が高齢になる前に対応するべきである。障がい者本人及び、その両親に救済の道がある事を理解してもらう必要がある。 ・障がいのある人（児）を他人に知られたくないと思っている人が多いように思われ、立ち入りにくい。 ・差別（いまだ健常者が障がい者を見る目が平等ではないと思う）
⑤生活困窮者を取り巻く状況	・経済的問題、年金保険料、国保料等が払えない状況から、ますます将来的にも不安。医療費、借金にあえいでいる家庭が多いように思う。 ・根本は学歴だと思う。最低でも高卒でないと希望の職につけない。よってパート等で、経済的に苦しくなる。
⑥災害発生時の、高齢者や障がい者等の避難支援に関して	・よく、地域の協力と言われるが、それも一つにはあると思うが、行政の方からの障がい者、高齢者等の名簿、避難場所をはっきり知らせることも必要である。民生委員だけでは無理がある。 ・地域ごとの防災マップづくりが必要。
⑦民生委員・児童委員	・プライベートな部分に立ち入れないこと。限度がある。 ・家庭訪問の際、単身で訪問するため、状況によっては自分自身に危険

の活動にあたり、困っていること、障壁となっていること	が及ばないか不安である。 ・個人情報を守られ過ぎて気軽に相談したり、声をかけたりするのが難しい。 ・民生委員には、個人情報を提供してほしい。
----------------------------	--

5. 現計画の振り返り 目標指標の検証

「宮古島市地域福祉計画」で基本目標ごとに設定した目標指標について、現時点での達成状況は以下の通りとなっています。5指標中、「小地域ネットワークの体制づくり」と「CSWの養成・確保」で、平成20年の計画策定時に比べ増加していますが、すべてが未達成という結果になっています。

基本目標	目標指標の内容	現状	目標	根拠資料等	平成27年度
		平成20年	平成26年		
1. 地域の福祉力向上の支援	・自治会、婦人会、子ども会、青年会、老人会活動に参加している人を増やす	31.4%	41.4%	目標年次までに現状よりも10%程度増加をめざす。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(平成20年度)	24.6% 未達成
	・ボランティアやNPO活動をしている人を増やす	12.6%	25.0%	倍増、4人に1人が実施している状況をめざす。 「宮古島市の地域福祉に関する市民アンケート調査」(平成20年度)	10.5% 未達成
	・小地域ネットワークの体制づくり	8地域	18地域	年間2地域程度でネットワークの構築をめざす	12地域 (H26年度) 未達成 平成20年時点より増加
2. 地域における支援の仕組みづくり	・CSWの養成・確保	0人	5人	中福祉圏域のコーディネーターとなる人材の確保をめざす。	1人 未達成 平成20年時点より増加
	・中福祉圏域ネットワーク会議の設置	0箇所	5箇所	中福祉圏域の支援ネットワークの中心となる会議の設置をめざす。	0箇所 未達成 平成20年時点より変化なし

Ⅱ 計画策定の検討過程など

1. 計画策定の検討過程

年 月 日	内 容
平成 27 年 6 月 10 日～22 日 24 日～7 月 3 日	○市民アンケート調査の実施 ○中高校生アンケート調査実施
平成 27 年 6 月 26 日～7 月 27 日	○第 1 次計画の各課点検評価作業
平成 27 年 7 月 30 日	○第 1 回 宮古島市地域福祉計画推進協議会 ・委嘱状・辞令交付 ・地域福祉計画について ・地域福祉計画推進協議会の役割について ・市民・中高生アンケート速報値報告 ・計画策定スケジュールについて庁内調整部会の設置について
平成 27 年 9 月 9 日～11 日	○各課ヒアリングの実施
平成 27 年 10 月 6 日～7 日	○関係団体ヒアリングの実施
平成 27 年 10 月 15 日	○第 2 回 宮古島市地域福祉計画推進協議会 ・現計画に基づく地域福祉の現状と課題について
平成 27 年 11 月 9 日 11 月 16 日 11 月 26 日	○第 1 回 宮古島市地域福祉計画策定調整部会 ○第 2 回 宮古島市地域福祉計画策定調整部会 ○第 3 回 宮古島市地域福祉計画推進協議会 ・基本目標 1 の施策における現状と課題、今後の方向性について ・各論（基本目標 1）の施策内容について
平成 27 年 12 月 24 日	○第 3 回 宮古島市地域福祉計画策定調整部会
平成 28 年 1 月 12 日 1 月 25 日	○第 4 回 宮古島市地域福祉計画策定調整部会 ○第 4 回 宮古島市地域福祉計画推進協議会 ・基本目標 2 の施策における現状と課題、今後の方向性について ・各論（基本目標 2）の施策内容について
平成 28 年 2 月 22 日	○第 5 回 宮古島市地域福祉計画推進協議会 ・目標指標について ・福祉圏域の設定について ・計画の推進について

○宮古島市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成22年 8 月25日

訓令第20号

改正 平成25年 3 月29日訓令第 6 号

(設置)

第1条 この要綱は、宮古島市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を総合的に協議し、効果的な運営を図ることを目的に設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各地区の推進状況の把握及び宮古島市地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組み及び地域福祉計画の見直しを検討すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関・団体の代表及び構成員
- (3) 教育機関の職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉部生活福祉課に置き、庶務及び会議に付議すべき事項の協議に関する事務調整を行うものとする。

(平25訓令6・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

■宮古島市地域福祉計画推進協議会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	狩俣 公一	学識経験者（民生委員）	会長
2	下地 信広	宮古島市社会福祉協議会	副会長
3	下地 京子	宮古福祉保健所	
4	佐和田 貴美子	宮古島市教育委員	
5	古波蔵 孝子	宮古島市社会福祉協議会	
6	下地 克子	N P O 法人マーズ	
7	清水 聡	ふれあいの里	
8	喜屋武 盛吉	老人クラブ連合会	
9	島尻 清子	宮古地区婦人会連合会	
10	上里 勝彦	なかばり益々ぶからず振興協議会	
11	亀浜 秀世	青潮園	
12	仲宗根 均	宮古島市 教育委員会 教育部長	
13	平良 哲則	宮古島市 生活環境部長	前任
	下地 信男	宮古島市 生活環境部長	後任
14	譜久村 基嗣	宮古島市 福祉部長	

宮古島市地域福祉計画策定調整部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、宮古島市地域福祉計画推進協議会において行う計画見直しによる作業を円滑に進めることを目的に、宮古島市地域福祉計画策定調整部会（以下「調整部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整部会は、宮古島市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）から付託された事項について調査検討を行い、その成果を協議会に報告を行う。

(組織)

第3条 調整部会は、次に掲げる者で組織する。

福祉部次長兼福祉調整課長、生活福祉課長、障がい福祉課長、児童家庭課長、高齢者支援課長、その他部会長が必要とする者

- 2 部会長に福祉部次長兼福祉調整課長を、副部会長に高齢者支援課長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、調整部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画策定完了の日までの期間とする。

(会議)

第5条 調整部会は、部会長が招集し議長となる。

(庶務)

第6条 調整部会の庶務は、福祉部福祉調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月15日から施行する。

■宮古島市地域福祉計画策定調整部会 部会員名簿

1	福祉部次長兼福祉調整課長	川満 広紀
2	生活福祉課長	亀川 隆
3	障がい福祉課長	下地 克浩
4	児童家庭課長	濱川 勝
5	高齢者支援課長	豊見山 京子

第2次宮古島市地域福祉計画

発行日 平成28年（2016年）3月

発 行 宮古島市 福祉部 福祉調整課

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

電話：0980-72-3751（代表）

